

令和4年第12回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月19日（月曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和4年12月19日（月曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 小板橋 憲仁	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
税務住民課参事 熊谷 泰裕	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 池田 恵司
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第1号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議長諸般事項報告
日程第3		会期の決定
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
日程第5	報告第2号	令和4年度定期監査の結果報告について
日程第6	報告第3号	令和3年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告書について
日程第7		行政報告
日程第8		一般質問
日程第9	令和4年第8回安平町議会定例会認定第1号	令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第10	令和4年第8回安平町議会定例会認定第2号	令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第11	令和4年第8回安平町議会定例会認定第3号	令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第12	令和4年第8回安平町議会定例会認定第4号	令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第13	令和4年第8回安平町議会定例会認定第5号	令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第14	令和4年第8回安平町議会定例会認定第6号	令和3年度安平町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第15	議案第1号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第16	議案第2号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第17	議案第3号	安平町ときわキャンプ場の指定管理者の指定について
日程第18	議案第4号	早来小学校解体工事請負契約の締結について
日程第19	議案第5号	令和4年度安平町水道事業会計減債積立金の処分について
日程第20	議案第6号	令和4年度安平町一般会計補正予算(第11号)について
日程第21	議案第7号	令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第22	議案第8号	令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第23	議案第9号	令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第6号)について
日程第24	議案第10号	令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第25	議案第11号	令和4年度安平町水道事業会計補正予算(第5号)について
日程第26	意見案第1号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)について
日程第27	意見案第2号	国の支援を強め必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書(案)について
日程第28		議員派遣の件について
日程第29		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第30		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第31		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第8 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

1 番	工 藤 秀 一
10 番	高 山 正 人

会 議 の 顛 末

◎ 議長あいさつ

[議長起立]

○議長（多田政拓君） 皆さんおはようございます。第12回定例会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。9月定例会以降天候も順調に推移しております。農作業も順調に進んでいるものと推察します。例年になく降雪が少なく雪かきに体力を使わないでいたところ、一昨日の大雪でちょっとびっくりしました。ただ、本日はいきなりマイナス20度を超える低温となりましたので、これから先しばれがきつくなるので皆さん方も体調に留意をさせていただきたいと思います。本日説明員の皆様方、議員各位それぞれ出席していただきまして、年末の審議事項を慎重に審議していただきたいと思ひますし、今回は8名の一般質問もありますので、よろしくお祈ひします。

尚、新型コロナウイルス感染症防止のために各議員並びに説明員の皆様は円滑な議事運営にご理解とご協力を賜りますようお祈ひします。

会議の前に報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありましたので報告します。

[開会・開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、只今から令和4年第12回安平町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、**会議録署名議員の指名**を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって

1番 工藤秀一 議員
10番 高山正人 議員 を指名致します。

◎ 日程第 2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第 2、議長諸般事項報告を行います。

本年 9 月定例会以降における議長の諸般事項報告は、お手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

次に各委員長から閉会中に行われた所管事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許します。初めに総務常任委員会の所管事務調査報告をお願いします。

〔工藤隆男総務常任委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤隆男議員。

○総務常任委員長（工藤隆男君） 総務常任委員会、所管事務報告を行います。
「資料朗読」

令和 4 年 11 月 30 日

安平町議会議長 多田 政拓 様

総務常任委員
委員長 工藤 隆男

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中所管事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

記

1 調査目的 所管事務調査

- (1) 事 件 子どもにやさしいまちづくりについて
- (2) 日 時 令和 4 年 10 月 7 日（金） 9 時 55 分～11 時 05 分
- (3) 場 所 議員控室
- (4) 出席委員 工藤隆男委員長、箱崎副委員長、工藤秀一委員、小笠原委員、

- 三浦委員、内藤委員
- (5) 欠席委員 なし
 - (6) 委員外 多田議長
 - (7) 傍聴者 梅森議員
 - (8) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
 - (9) 結果（概要） 子どもにやさしいまちづくりについて情報共有を図り、本件の進め方について協議し、次回、町担当部局より説明を受けることに決定しました。

2 調査目的 所管事務調査

- (1) 事 件 町立早来小中学校の現地調査
- (2) 日 時 令和4年11月22日（火）13時20分～14時55分
- (3) 場 所 町立早来小中学校
- (4) 出席委員 工藤隆男委員長、箱崎副委員長、工藤秀一委員、小笠原委員、三浦委員、内藤委員
- (5) 欠席委員 なし
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 傍聴議員 米川議員、鳥越議員、梅森議員
- (8) 説明員 建設課 伊藤参事、澤田主幹、教育委員会 永桶教育次長
- (9) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (10) 結果（概要）（仮称）安平町立早来小学校・中学校建設工事の完了に伴い、説明員の説明を受けながら校舎内外について調査を行いました。

以上

○総務常任委員長（工藤隆男君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。

次に、経済常任委員会の所管事務調査報告をお願いします。

〔鳥越経済常任副委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越副委員長。

○経済常任副委員長（鳥越真由美君） はい。所管事務調査を報告します。

「資料朗読」

令和4年11月21日

安平町議会議長 多田 政拓 様

経 済 常 任 委 員 会
副委員長 鳥越 真由美

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所管事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査目的 所管事務調査

- (1) 事 件 早来地区上下水道施設の現状調査
- (2) 日 時 令和4年10月19日（水）9時52分～14時14分
- (3) 場 所 議員控室及び各施設
- (4) 出席委員 鳥越副委員長、米川委員、高山委員、梅森委員
- (5) 欠席委員 田村委員長
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 傍 聴 者 内藤議員、工藤秀一議員、箱崎議員
- (8) 説 明 員 水道課 蟹谷課長、谷村参事、近藤課長補佐
- (9) 事 務 局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (10) 結果（概要） 胆振東部地震で被災した早来地区上下水道施設の現状について、議員控室にて施設概要の説明を受けた後、現地において水道課職員及び管理委託業者から復旧事業の概要や現状などの説明及び質疑応答を行い調査を終了しました。

調査の結果、地震の影響により施設内で段差が残っている施設があるものの、何れの施設においても適切に管理運営がなされていることを確認しました。

委員からは、北進浄水場については施設の老朽化が著しいため、これを危惧する意見が多数あり水道ビジョンの策定が急が

れるところであります。

2 調査目的 所管事務調査

- (1) 事 件 追分地区上下水道施設の現状調査
- (2) 日 時 令和4年11月7日(月) 9時33分～11時26分
- (3) 場 所 総合支所及び各施設
- (4) 出席委員 鳥越副委員長、米川委員、高山委員、梅森委員
- (5) 欠席委員 田村委員長
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 説明員 水道課 蟹谷課長、谷村参事、近藤課長補佐
- (8) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (9) 結果(概要) 胆振東部地震で被災した追分地区上下水道施設の現状について、総合支所にて概要説明を受けた後、現地において水道課職員及び管理委託業者から復旧事業の概要や現状などの説明及び質疑応答を行い調査を終了しました。

調査の結果、何れの施設においても適切に管理運営がなされていることを確認しました。

なお、発災時に旭地区で水道が出るのが遅かったのは施設を整備中だったことが原因であり、施設の更新が大切である旨の意見がありました。

以上

○経済常任副委員長(鳥越真由美君) 以上です。

○議長(多田政拓君) ご苦労様でした。次に議会改革調査特別委員会の調査報告をお願いします。

[梅森議会改革調査特別委員長挙手]

○議長(多田政拓君) 梅森委員長。

○議会改革調査特別委員長(梅森敬仁君) 11番、梅森です。

「資料朗読」

令和4年11月21日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会
委員長 梅森 敬仁

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査の目的 議会改革の調査

- (1) 事 件 ①安平町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
②議会報告会・懇談会について
- (2) 日 時 令和4年9月28日(水) 11時18分～
- (3) 場 所 総合庁舎議場
- (4) 出席委員 梅森委員長、工藤隆男副委員長、工藤秀一委員、米川委員、小笠原委員、鳥越委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員
- (5) 欠席委員 田村委員
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (8) 結果(概要)

(1) 安平町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
・事務局より条例案について説明を受け、原案のとおり決定しました。今後、検察庁協議、パブリックコメントなどを経て、3月議会へ上程するスケジュールを確認しました。

(2) 議会報告会・懇談会について
・議会懇談会の日程及び班編成、懇談概要について協議し、開催前に再度委員会を開催し詳細を協議することを確認しました。

2 調査の目的 議会改革の調査

(1) 事 件 議会報告会・懇談会について

(2) 日 時 令和4年11月17日(木) 9時55分～

(3) 場 所 総合庁舎議場

(4) 出席委員 梅森委員長、工藤隆男副委員長、工藤秀一委員、米川委員、鳥越委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員

(5) 欠席委員 田村委員、小笠原委員

(6) 委 員 外 多田議長

(7) 事 務 局 木林事務局長、石塚課長補佐

(8) 結果(概要)

議会懇談会の周知状況と周知予定、日程及び班編成、懇談会の進め方や対応などについて協議しました。

以上

○議会改革調査特別委員長(梅森敬仁君) 以上です。

○議長(多田政拓君) ご苦労様でした。次に議会運営委員会の所掌事務報告についてお願いします。

[高山議会運営委員長挙手]

○議長(多田政拓君) 高山委員長。

○議会運営委員長(高山正人君) 私の方から議会運営委員会の所掌事務調査報告をします。

「資料朗読」

令和4年10月24日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査目的 所掌事務調査
- (1) 事 件 令和4年第8回安平町議会定例会（議会運営）の反省について
- (2) 日 時 令和4年9月21日（水）15時32分～15時45分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎 議員控室
- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、田村委員、工藤隆委員、梅森委員
- (5) 委員外 多田議長
- (6) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (7) 結 果 令和4年第8回安平町議会定例会（議事運営）の反省について委

員会を開催し各委員会からは次のとおり意見がありました。

- ・予定通りの会期で終了し非常にスムーズな議事運であったが、人数や数値を確認するだけの質問が本定例会でも見受けられ改善を求める意見があったが、質問は各議員の判断によるものなので規制はできない。
- ・重複する内容の一般質問については、引き続き、議会運営委員会から該当する委員に重複しないよう依頼をする。
- ・今議会の理事者側の答弁において、「前も言いましたけど」という言葉が多く、皮肉っているように聞こえた。

以上

続きまして、

令和4年12月13日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査目的 所掌事務調査
- (1) 事 件 令和4年第12回安平町議会定例会の議事運営について
- (2) 日 時 令和4年12月13日(火) 9時51分～10時48分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎議員控室
- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、工藤隆委員、梅森委員
- (5) 委員外 多田議長
- (6) 欠席委員 田村委員
- (6) 説明員 田中副町長
- (7) 事務局 木林事務局長
- (8) 結 果 令和4年第12回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受けた後、議会提出案件及び審議の方法など議会運営のための所要の協議を行い委員会を終了しました。
協議の内容については別紙のとおりです。

別 紙

議会運営委員会協議決定（確認）事項

- 1 会 期 12月19日(月)から20日(火)までの2日間とし、21日(水)を予備日とすることに決定しました。
- 2 一般質問 8名の議員から12件の通告がありました。(別紙配布のとおり)
※ 一議員 質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間目前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないように、また、通告内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきたい。特に新型コロナウイルス感染症のリスク軽減のため、各々ができる範囲の中で時間短縮の協力をお願いします。
- 3 定例会提出案件
 - (1) 町長提出案件について 11件（行政報告除く）
 - ①行政報告 2件 東胆振消防指令業務共同運用の基本同意、追分旭地区町有地の水質検査
 - ②条例制定改廃 1件
○制 定 1件 (地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定)
 - ③補正予算 6件 (一般会計、国保、後期高齢、介護、下水道、水道)
 - ④その他案件 4件 (定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結、安平町ときわキャンプ場の指定管理者の指定、早来小学校解体工事請負契約の締結、令和4年度安平町水道事業会計減債積立金の処分)
 - (2) 継続審査事件について 6件
令和3年度各会計決算の認定（決算審査特別委員会報告）
 - (3) 議会提出案件について 9件
 - ①報告案件 3件 (例月出納検査報告、定期監査の結果報告、令和3年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告)
 - ②意見案件 2件 (議員発議によるもの)
 - ③その他議決を要するもの 4件 (議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件)

4 議事日程について

本委員会開催までに議員発議による意見書案の提出が2件あるので、これらを日程に追加するとともに、議会開催日前までに意見書等の提出があれば、議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布し議事を進めることに決定しました。

5 令和3年度各会計決算の認定について

第8回定例会で決算審査特別委員会に審査を付託した令和3年度各会計決算の認定については、委員会において審査が終了し、委員長から議長に対して審査報告書が提出されたので、今定例会において議長が6件を一括議題に付し、委員長に審議結果の報告を求めた後、質疑・討論を省略し、直ちに会計毎に採決を行うことに決定しました。

6 議案第1号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定議案の提案説明について

今回提案の条例制定議案は、地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の一部改正に伴い、10件の関係条例の規定を整備するもので、説明資料が40ページ以上と多くなるため、改正概要をまとめた資料を別途配布し、これにより提案説明を行いたい旨申出があり、協議の結果、申し出のとおり取り扱うことに決定しました。

7 起立採決における認定の運用について（可否同数の取扱い）

起立採決においては可否同数になる場面が想定されるため、当面の間、起立採決になった場合は、議長が起立採決を宣告する前に、起立しない議員の態度を明確にする文言を進行の中で追加することに決定しました。詳細は別紙資料を参照願います。

8 会期中における新型コロナウイルス感染症対策について

別紙のとおりこれまで同様基本的な対策を継続することを決定しました。

以上

○議会運営委員長（高山正人君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。

次に各一部事務組合議会の報告について、関係議員より報告願います。
初めに安平・厚真行政事務組合議会の報告をお願いします。

[米川安平・厚真行政事務組合議会議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 安平厚真行政事務組合議会議長米川よりご報告いたします。

「資料朗読」

令和4年12月5日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平・厚真行政事務組合議会議員 米川 恵美子
同 内藤 圭子

安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和4年第3回安平・厚真行政事務組合議会臨時会
- 2 開催日 令和4年11月30日（水）午後2時00分
- 3 開催場所 安平町役場総合庁舎議員控室
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名が行われ引き続き、本臨時会の会期を1日限りと決定した後、行政報告を受け、承認案件4件及び議案3件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
 - (1) 承認第1号 専決処分事項の承認について（北海道市町村総合事務組合規約の一部変更について） 承認議決
※ 加盟団体の加入に伴い規約の変更が生じたことから専決処分したので報告するもの。
 - (2) 承認第2号 専決処分事項の承認について（北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について） 承認議決
※ 加盟団体の加入に伴い規約の変更が生じたことから専決処分したので報

告するもの。

- (3) 承認第3号 専決処分事項の承認について（北海道市町村職員退職手当組
合規約の一部変更について） 承認議決

※ 加盟団体の加入に伴い規約の変更が生じたことから専決処分したので報告するもの。

- (4) 承認第4号 専決処分事項の承認について（令和4年度安平・厚真行政事務組合会計補正予算（第2号）について）

承認議決

※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 210 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7,024 万 4 千円とするもの。

歳出補正の内容は、組合職員の退職金の支出に伴い市町村職員退職手当組合負担金が増額となったもので、歳入は安平町の負担金を増額するもの。

- (5) 議案第1号 安平・厚真行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決

※ 令和4年度の人事院勧告に基づき安平・厚真行政事務組合職員の給与に関する条例を改正するもの。

- (6) 議案第2号 安平・厚真行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決

※ 地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に基づき職員の育児休業の回数制限を緩和するため、条例の一部を改正するもの。

- (7) 議案第3号 令和4年度安平・厚真行政事務組合会計補正予算（第3号）について 原案可決

※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7,032 万 2 千円とするもの。

歳出補正の主な内容は、令和4年度人事院勧告に基づく職員手当等の増額で、歳入は両町の負担金を増額するもの。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部消防組合議会の報告をお願いします。

〔工藤秀一胆振東部消防組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○胆振東部消防組合議会議員（工藤秀一君）

「資料朗読」

令和4年12月5日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 工藤 秀一
同 箱崎 英輔

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会 議 名 令和4年第2回胆振東部消防組合議会臨時会
- 2 開 催 日 令和4年11月28日（月）午前10時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経 過 議長の開会・開議宣言の後、議事日程の報告に続き会議録署名議員の指名が行われ、引き続き本臨時会の会期を1日限りと決定した後、管理者から行政報告と提案理由の説明を受け議事に入り、議案2件、報告案件1件について審議を行い閉会しました。
- 5 付議事件及び審議結果

- (1) 議案第1号 胆振東部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

原案可決

※ 令和4年度の人事院勧告に基づき胆振東部消防組合職員の給与に関する条例を改正するもの。

- (2) 議案第2号 令和4年度胆振東部消防組合補正予算（第3号）について

原案可決

※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ623万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億6,689万5千円とするもの。

歳出補正の主な内容は、令和4年度人事院勧告に基づく給与等の改定による給料及び手当等の増額で、歳入は各町の分担金を増額するもの。

(3) 報告第1号 専決処分の報告について

報告済

※ 令和3年6月8日、厚真町の町道で発生した事故について和解し損害賠償額を決定することについて専決処分したもの。

事故の概要は、大型トレーラートラックの燃料タンクの穴から漏れた軽油が消防活動によって汚損範囲が広がり、町道舗装及び道路排水施設を汚損したものの。

以上

○胆振東部消防組合議会議員（工藤秀一君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をお願いします。

〔鳥越胆振東部日高西部衛生組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（鳥越真由美君） はい。

「資料朗読」

令和4年12月5日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部日高西部衛生組合議会議員 鳥越 真由美
同 三浦 恵美子

胆振東部日高西部衛生組合議会報告書

過日開催された胆振東部日高西部衛生組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和4年第2回胆振東部日高西部衛生組合議会臨時会
- 2 開催日 令和4年11月30日（水）午後3時
- 3 開催場所 むかわ町産業会館

4 経 過 議長の開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名が行われ次に、定例会の会期を1日限りと決定し、同意事件1件、議案1件について審議を行いました。

5 付議事件及び審議結果

(1) 同意第1号 胆振東部日高西部衛生組合監査委員の選任につき同意を
求める件 同意可決

※ 本件は、識見を有する者から選任する監査委員について、議会の同意を求めるもの。

○監査委員に選任しようとする者

(住所) 勇払郡むかわ町松風2丁目50番地

(氏名) 中村 英一 氏 (69歳)

(2) 議案第6号 胆振東部日高西部衛生組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例案 原案可決

※ 令和4年の人事院勧告の内容を踏まえ、胆振東部日高西部衛生組合職員の給与に関する条例を改正するもの。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（鳥越真由美君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。以上で諸般事項の報告を終わります。

[小笠原議員挙手]

○3番（小笠原直治君） 議長。ちょっと質問があります。

○議長（多田政拓君） はい。小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） すみません。私は今、高山議運委員長から説明されました起立採決における案の絡みなのですが、これは態度保留、棄権の議員は議長が明確にするために進行の中で言うということになってはいますが、これは私、安平町の議会基本条例と極めてリンクするところですので、そう簡単にこれらが、議員が態度保留や棄権については極めていかななものかと。それは議会基本条例の中でしっかりと議論を重ね、質疑を重ねながら決めていく本則の中で我々が条例を作ってきた経緯があるのです。それらを含めてもう一度議会改革特別委員会の中でしっかりとこの件について議論するよう議長にお願いします。

○議長（多田政拓君） 今、小笠原議員からの質問ですが。議会運営上、過去の議会においても賛否、棄権を意思表示する方は退席された例がありますので、それを踏襲して確認しただけだと私は思っているのですが、どうでしょうか。

[小笠原議員挙手]

○3番（小笠原直治君） いいですか。

○議長（多田政拓君） はい、どうぞ。

○3番（小笠原直治君） 私は人事案件についてはなかなか議論のしようがないから、それは態度保留というものについては、ある面では私は良いとは思いませんよ。理事者側から提示したものについて態度保留するというのはいかかなものかと思っていますけれども。それ以外で、これでいくと全てのものが態度保留、棄権というものに必ず聞くという中身について本当に安平町議会基本条例の中身に書かれているものとどうしていくのかという面もあるので、そこ辺りもう一回議会改革の中で議論をお願いしたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 小笠原議員にもう一度確認しますが。議会運営委員会の中で議論された中では議員のいわゆる採決の仕方というのは議員必携の中に記載され、例題も記載されていて、それを踏襲した内容を確認のために議会運営委員会の委員長の報告でしていたと理解しているのですが、それに何か、いわゆるうちの基本条例外のところの議員が行うべき条例に記載されていることを踏襲していると理解しているのですが。それでは駄目でしょうか。

[小笠原議員挙手]

○3番（小笠原直治君） いいですか。

○議長（多田政拓君） はい、どうぞ。

○3番（小笠原直治君） 私は条例が最終的なものだと思いますよ。それぞれ議員必携含めて色々な形がありますが、我々議員が条例で議会基本条例を決めたことが私は議会の中で基本となるべきだと思います。

○議長（多田政拓君） はい。

○3番（小笠原直治君） だから、私はもう一度しっかりとその点について議論していただきたいと議長にお願いしているのです。

○議長（多田政拓君） 私の方からもう一度説明します。今回の確認については、普段起立採決した時に同数になった時、賛成した議員の意思表示ははっきりしているのですが、起立をしなかった人は反対だという意思表示はしていないのですよね。あるいは反対だという人と、それから反対でもない賛成でもない、棄権したいという人の意思表示が確認できないので、その確認のため議長の方から着席議員の意思表示を明確にしないといけないことになるのですが。その確認の今回は報告だと思っているのですが、いかがですか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） はい、どうぞ。

○3番（小笠原直治君） ここで私とやりとりしなくて、もう一回皆さんと。だって今日初めて7日に貰った議案書の中で初めて出てきましたね。7日に配られた議案書を見て。だから、もう一回議長こだわらないで、本当に我々が作った議会基本条例の議員としての議会のあり方とこの問題リンクするの
かしないのかしっかり議論した方がいいのではないのですか。そのことを言っているのですよ。

○議長（多田政拓君） それでは今、小笠原議員の方から意見がありました。この場合条例の方では同数になった場合は選挙をすることになりますので、投票することになりますので、そのように取り計らって行ってよろしいですか、皆さんに確認させていただきます。採決で同数になった時の決定の仕方があるのです。それは投票によるということなのです。それ以外の方法では今の状態ですと決定ができませんので、今議会においては今小笠原議員からもう少し議論すべきということですので、そのことによろしければ今議会については、それが決定するまで条例どおり投票によって採決をするということによろしいですね。よろしいですか。小笠原議員、それによろしいですね。

○3番（小笠原直治君） はい。

○議長（多田政拓君） はい。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり本日12月19日から20日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は12月19日から20日までの2日間に決定致しました。尚、議会運営委員長の報告のとおり12月21日を予備日と致します。

◎ 日程第4 報告第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4、報告第1号例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりでありますので、以上で報告済みと致します。

◎ 日程第5 報告第2号

○議長（多田政拓君） 日程第5報告第2号、令和4年度定期監査の結果報告については、お手元に配布のとおりですので、以上で報告済みとします。

◎ 日程第6 報告第3号

○議長（多田政拓君） 日程第6報告第3号、令和3年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告書については、お手元に配布のとおりですので、以上で報告済みとします。

◎ 日程第7 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第7、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可致します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 皆さんおはようございます。令和4年第12回安平町議会定例会にご参集の皆様、大変ご苦勞様です。また、傍聴席にお越しの皆様、そしてあびらチャンネルを通じて議会をご覧いただいています多くの町民の皆様に変更して感謝申し上げたいと思います。

さて、本年におきましても新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために様々な取り組みが制限をされてきましたが、安平町最大のイベントでありま

すあびら夏うまかまつりは1日間の開催ではありましたが実施をさせていただき、町内の各種団体を中心とした様々な演奏者、チアダンス、空手の演武など、そうしたご出演をいただいてイベントを最後に締めくくる花火大会も盛大に行うことができ、多くの町民の笑顔を見ることができました。また、安平町の観光施設の拠点である道の駅あびらD51ステーションがコロナ禍でイベント縮小・中止になることもありましたが、5月には200万人の来場を達成するなど菜の花イベントによる集客また鉄道イベント、むかわ竜の競演など実施の効果もありまして、コロナ禍以前の状態に戻りつつあるところです。しかしながら、11月に入りまして新たなオミクロン株による感染拡大が北海道で顕著となりまして、こども園や小中学校での感染の広がりが続きまして、安平町内においても学級閉鎖や休園、休校措置がとられるなど、まだまだ油断を許さない状況にあります。それでも日々の生活におきましては感染防止行動の徹底やワクチン接種などによりまして北海道内でもようやく減少傾向となっているところです。今年も昨年同様に年末年始にかけて職場や各種団体で行われる忘年会や新年会などは中止または小規模での開催となっております。耐えなければならない時期が続いている状況となっておりますが、町民皆様とともにこのコロナ禍を乗り越えて参りたいと考えています。

その一方で今年の5月には株式会社ダイナックス様によるワインの苗木の植栽が本格的に実施され、2025年のワイナリー開設に向けた明るい話題や10月には安平町スポーツセンター通称せいこドームですがJOC認定競技別強化センターに正式に認定されるなど、これまで整備してきましたアイスアリーナ、トレーニングルームなどの施設整備による環境や立地条件などが総合的に評価されたものと思っています。

また北海道胆振東部地震から4年が経過し、この間町民皆様の生活再建を最優先に復旧復興に全力で取り組んで参りましたが、仮設校舎となっております早来中学校については、令和5年4月に義務教育学校として開校する運びとなり、それに合わせて早来、安平、遠浅の3つの小学校と早来中学校が令和5年3月をもって長い歴史に幕を閉じることになっています。先週までに3校の閉校記念式典を執り行わせていただいて出席させていただいたところです。各学校を支えていただきました保護者の皆様をはじめ、地域の皆様、教職員の皆様方に改めて感謝を申し上げますとともに、更に教育環境の充実が図られていくよう引き続き暖かいご支援をいただければと思っています。

それでは早速であります。令和4年第11回安平町臨時議会以降の行政事項2件についてご報告させていただきたいと思っております。

1件目ですが東胆振消防指令業務共同運用の基本同意についてです。かねてより検討していた東胆振1市4町による消防指令業務の共同運用について詳細、業務内容について検討を重ね、関係市町長の合意に至ったことから、令和4年11月19日合同記者会見で発表したことをご報告致します。合意は苫小牧市消防本部、白老町消防本部、胆振東部消防組合本部（安平町、厚真町、

むかわ町)の消防指令業務について、苫小牧市が一括して119番通報を受報し、各消防署へ出動命令を出すことについてのものであり、これにより発信地の表示システム導入による出動指令と現場到着の迅速化、災害出動の状況一元管理による応援出動の迅速化、司令台の集約整備による整備費・維持費の削減等により住民の安全・安心の更なる確保と事業費負担の軽減が図れることにより合意に至ったものです。また、この共同運用は定住自立圏の枠組みの中で取り組むこととし、今月中に1市4町の各議会にて共同運用に関する承認をいただいた後、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結を予定しております。なお、今後のスケジュールですが、令和5年度に基本設計、令和6年度から令和7年度に実施設計および施工を行い、令和8年度より運用開始の予定であります。以上、東胆振消防指令業務共同運用の基本同意についてご報告いたします。

次に2件目、追分旭地区町有地の水質検査についてです。追分旭地区町有地における溜水の水質検査につきましては、令和2年4月9日の第4回臨時会において令和2年度から令和4年度までの3年度間カドミウムと鉛を検査項目として年1回実施することを行政報告したところでございますが、11月15日に今年度の検査を実施し3年間の検査が終了しましたことをご報告いたします。水質検査の結果につきましては、事務報告に記載のとおりですが、いずれも基準値以下であり経年による変化もありませんでした。今後の対応につきましては、以前も申し上げましたとおり土地の利活用はせず植林などを行い森に戻していきたいと考えております。以上、追分旭地区町有地の水質検査についてご報告を致します。

以上、行政報告について2件ご説明させていただきました。次に本定例会に私どもの方からご提案をさせていただいております案件についてご説明を申し上げます。先ほど高山議会運営委員長様からもご報告ございましたとおり、認定案件が6件、条例案件は条例の制定が1件のみとなっております。更に補正予算案件が6件、その他の案件としては4件でその内訳は協定の締結が1件、指定管理者の指定が1件、工事請負契約の締結が1件、減債基金の処分が1件、これら総計17件についてご提案させていただいているところです。

最初に認定案件の6件ですが、こちらについては令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定から令和3年度安平町水道事業会計決算の認定までの6件の決算についての認定です。

次に条例案件1件ですが、こちらは地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。こちらは地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の一部改正に伴い職員の定年年齢を引き上げるなど関係条例の整備を行うため、この条例の制定について提案するものです。

補正予算案件です。こちらについては6件です。令和4年度安平町一般会計補正予算(第11号)について。歳入歳出それぞれ2億2462万5000円を追加し、歳入歳出総額107億3712万3000円とするものです。次に令和4年度安平町

国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。歳入歳出それぞれ92万2000円を追加して歳入歳出総額9億790万8000円とするものです。次に令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ234万7000円を減額し、歳入歳出総額1億4648万2000円とするものです。次に令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）についてです。まず保険事業勘定、歳入歳出それぞれ785万円を追加し歳入歳出総額11億1286万円とするものです。次に介護サービス事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ103万8000円を追加し歳入歳出総額1058万3000円とするものです。次に令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ35万1000円を減額し歳入歳出総額8億2162万9000円とするものです。次に令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）についてです。まず、収益的収入及び支出ですが、収入は5万7000円を減額し3億1073万円とするものです。支出は284万2000円を増額し3億4293万2000円とするものです。資本的収入及び支出ですが、収入は272万6000円を増額し8390万1000円とするものです。支出は5万2000円を増額し1億9223万6000円とするものです。尚、水道事業会計については公営企業会計法に基づく会計となるため、収入と支出額は合致しません。

その他の案件4件ですが、1件目ですが定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてです。先ほど行政報告させていただきましたが、定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を苫小牧市との間において締結するため安平町議会基本条例第3条第4号の規定により提案するものです。2件目です。安平町ときわキャンプ場の指定管理の管理者の指定についてです。こちらは安平町ときわキャンプ場の指定管理者を指定するため、安平町公の施設に関する指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものです。次に3件目です。早来小学校解体工事請負契約の締結についてです。こちらは早来小学校解体工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。最後の4件目ですが、令和4年度安平町水道事業会計減債積立金の処分についてです。令和4年度安平町水道事業会計予算について公営企業会計法施行令第24条第2項の規定により提案するものです。

これら提案事項の具体的な内容等については、それぞれ上程されました段階で副町長または担当課長、担当参事等から詳しくご説明申し上げます。以上、私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたので、ご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。また、事務的な事項に関することについては、別添事務報告書を配布させていただいているのでご参照願います。補足説明することは特にありません。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第8 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第8、一般質問を行います。確認のために申し上げます。一般質問は1議員質問と答弁を合わせて1時間以内の時間制限があります。また、議会運営委員長から報告のとおり通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いします。また、新型コロナウイルスの感染リスクを抑える意味で議員各々できる範囲の中で時間短縮のご協力をお願いします。理事者側の答弁もそのようにお願いします。尚、議場の前後に残時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるよう重ねてお願いします。

それでは通告順に発言を許します。2番米川恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.1 2番 米川 恵美子】

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員どうぞ。

○2番（米川恵美子君） 2番米川です。フレイル予防のための対策をお伺いします。フレイル予防をして社会保障費の抑制を図らなければ目の前に迫る団塊の世代の福祉の対応が困難になることを危惧しています。フレイル予防は運動、栄養、人とふれあうという3点の対策が重要と考えています。ここで具体的に実行可能な対策についてお伺いします。

まず、高齢者向けのスポーツを指導すること、体験の機会を作ることを考えはあるか伺います。これは以前追分小学校の体育館を利用して新スポーツの体験指導が行われていました。これは気軽に楽しく、体力的にも技術的にもそう難しくない運動ばかりでした。最近は大協においても遊びの要素があるような色んな運動になる遊びと運動を兼ねるような道具を用意して貸出しをしています。そのような道具を利用するとか体験をするとか、そういった

メニューが色々と用意されていることの方がそれを選んで参加する人が増えるのではないかなと思いますので、ここでこの質問になっています。いかがですか。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず質問用紙の冒頭部分について、担当課の認識を初めにお伝えしたいと思います。団塊世代が75歳以上となる2025年までに地域包括ケアシステム構築の推進を図っていますが、今後も少子高齢者の影響と医療費等の増大が見込まれるなか、国保、後期、介護保険事業の安定的かつ円滑な運営に努め、人生100年時代の到来を見据えながら全世代型対応の持続可能な社会保障制度の確立を目指す必要があると考えています。そしてその具体策としてのフレイル予防についてですが、フレイルは加齢により体力や気力が弱まっている状態であり、身体的、精神的、社会的問題などが含まれ、議員ご指摘のとおり運動や食事、社会参加などはフレイル予防対策に重要であると考えています。

高齢者向けのスポーツ指導についてですが、国はフレイル対策として市町村が医療レセプト、介護レセプト、健診情報を活用し市町村に必要な支援を行えるよう国保データベースシステムを整備しました。安平町ではそのシステムを活用し高齢者一人一人の健康状態に応じたきめ細やかな支援を医療専門職や介護専門職が協力連携し、高齢者の保険事業と介護予防事業を一体的に実施する予定です。この取り組みは高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活と社会参加ができるよう目指すもので、今後は運動、口腔、栄養、認知症予防を包括的に支援していくこととなりますが、地域の中で住民自らがフレイルサポーターとなりプログラムの進行や測定を行うなど事業の担い手となることも重要なことであると考えていますので、社会参加や社会的役割も意識した事業展開について今後検討しているところです。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ありがとうございます。国の方針も町の取り組みも私が考えている認識と一致していますし、今特にコロナの関係で高齢者の心身の衰弱は目に余るものがありますので、今ご報告受けましたとおりフレイルサポーターの制度を作ってしっかりと高齢者支援をしていきたいと思っています。

そこでスポーツという具体的なものについて。また、社協で用意されている道具を活用した事業だとか、そういった具体的な対策についてはどうなの

でしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 現在、地域包括支援センターの方で検討しているフレイル対策としては歩行能力や筋力、身体運動機能、日常生活動作の改善に向けた運動療法として関節を動かす運動や歩行訓練などを行い、筋肉量の増加およびQOLの生活の質の向上を目指すことを目的としていますので、スポーツよりも負荷の少し低い運動が中心になっていくのではないかと考えています。社協の方でも色んな用具がありますので、そういったものは活用できるものは活用してやっていきたいと考えています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 色んな足腰しゃんしゃん教室だとか、それからぬくもりの湯での交流の場だとか企画されているのはわかっていますが、なかなかそれらに参加しづらい人がいますので。当然参加しづらいの方が問題を抱えていることが多いものですから、どのようにお誘いをして担当の方で考えているような効果が上がるような対策をしていくのか。そのようなことを考えているのか。高齢者向けのスポーツと言いましてもスポーツとなったらある程度元気な人のイメージがあるかと思えますけれども、先ほど言ったようにQOLの可動域を良くするとか、そういった対策を含めたことまで考えているのであれば、比較的健康な人への対策ともう少し健康状態が低下している人との組み分けた考え方というか対策を考えているのかどうか。その辺も伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 先ほど最初の方に申しましたとおり、今考えているのが高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することを今あらゆる資源を通して集中的にやろうと考えています。これは介護レセプト、医療レセプト、健診情報といったものをデータ分析して、そこから健康状態不明者をまず抽出します。その中で糖尿病ですとか生活習慣病の疑いのある方に健診を受けていただいて更には病院につなげていくといったところを考えていますので、どうしてもそちらの方に集中して一人一人の健康状態に合わせたものが今のところは中心になると考えて、健康福祉課としてはそう

いうことを考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 基本的な町の考え方は阿部課長が答弁したとおりですが、米川議員がおっしゃっておられたお年寄りが自宅から屋外に出ていくきっかけづくりだったり、誘いやすいように軽スポーツ、社会福祉協議会で様々な用具や道具もありますので、そういったところを町も社会福祉協議会と連携をしながら老人クラブであったり各種団体の集まりの中で活用させていただいて、そして先ほど申し上げたような関節の可動域を拡げるとか、そういったところに少しずつ近づけていけるように、まずはそういった会に出席していただけるようなことは意識をしながら進めていきたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） はい、では次に進みます。ウォーキングを推奨して持続可能にする奨励制度を作ってはどうかってことですが。これはもうかなり前ですが、私が札幌在住の時ですが、健康づくりリーダー養成研修というものに参加しまして修了証をいただいています。また、旧追分町時代にはひまわりウォーキングラリープラチナ賞というのを主人がいただいています。これはかっこいいトロフィーではないけれども何かそんなようなものでしたけども。以上、こういう記念品みたいなものを出さなくても取り組みとしてできることがあるのではないかなと思います。昔というか介護保険制度ができたころには80と20の数字が大変注目されていて80歳で20本の歯があることが健康寿命の延伸につながると言っていました。最近では80歳で20分のウォーキングをしてくださいという意味での80-20という数字が注目されています。そういったことを考えたら、それぞれが取り組むことと取り組みやすいように誰かが先頭に立って見本を見せるとか、指導と言ったらおこがましいですけども、アドバイスをするとかを含めて持続可能な奨励制度はどうかなと提案方々お伺いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） ウォーキングの奨励制度についてということですが、加齢による筋力低下からくる歩行速度の低下や活動量の低下は、身体

的フレイルの基準要素です。ウォーキングの実施で筋肉や骨を刺激し、腰痛やひざ痛、転倒の予防をすることができます。また、外出の機会を用い自然の中で季節にふれながら行えるウォーキングは閉じこもりや鬱の予防にもなると考えています。現在地域包括支援センターでは一般介護予防教室である足腰しゃんしゃん教室や健康教育、健康相談として各老人クラブや各自治会、町内会の集会時にフレイル予防のための健康講話や健康への意識を高めるための各種測定業務を行っています。また、地域リハビリテーション活動支援事業で作業療法士、理学療法士、言語聴覚士を派遣して各地域において身体可動域の拡大等のリハビリやオーラルフレイルの予防教室等を実施しています。今後は筋力や身体機能の低下予防に資する事業として、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施を予定していますので、ウォーキングについても今後の検討課題とさせていただきたいと考えています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 色んな取り組みはわかりましたが、その中で個人個人が役場の担当の方から色んな指導だとかしていただくのではなくて、自らがウォーキングするという気持ちになるような、また、そのウォーキングする人の励みになるような制度が作られないかと思うのですけど。例えば私もかなり昔ですが札幌市において健康づくりリーダー養成研修に参加しまして修了証をいただきましたが、その時にウォーキングの仕方、正しい姿勢だとか歩き方だとか、そんなことも含めて健康にはウォーキングが、歩くことが一番お金も掛からなくて手軽で、それでいて持続可能ではないかなということで、もう二十数年前から修了証を発行して地域において指導的立場になってほしいという取り組みがされていましたが。今ここでもそういったような役場で指導するのではなくて、民間の人たちが自分たちの中で仲間何かそういうことを促すというか、そういう取り組みができたらいいのではないかと思うのですがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今米川議員がおっしゃっていただいたことは、非常に重要なことだと思っています。これまでも追分地区を中心に体力づくり推進委員会の方で5月に歩こう会を地域単位で主催していただいたり、町内会によっては安平山に登ろうという取り組みも行っていただいたり。それを通して日常生活において歩くということを実践してもらうことを行ってきまし

た。また、あびらチャンネルでも以前紹介していましたノルディックウォーキング。ポールを使いながら負担を少しでも軽減しながらそういった取り組みをこれまでもやってきました。今後の検討としては、ある自治体においては万歩計のような計数を記録して、それが一定程度溜まった時に何かポイントを付与することをやっている自治体もありますが、何かそのそれぞれのやりがいであったり、表彰制度は走る方に対しては町の表彰式の中でもやっていますが、ウォーキングはそこまでいっていませんが何か表彰であったり何か認めて、そして多くの方に広げていけるような工夫が大事ではないかなと思っていますので、これまでの取り組み更に今後新たな取り組みを含めて、これも総合計画の後期計画でこれから新たなまちづくりを進めていかなければならないと思っていますので、貴重なご意見と思って取り組みさせていただければと思います。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） まさに追分時代のひまわりウォーキングラリープラチナ賞をいただいた時は歩行数を申告して、その合計で賞をいただいたということになっています。だからやはり励みになるような何かを作っていた。またその中で町民に対してリードをしながらウォーキングの正しい歩き方、消費燃料の体力的にどれぐらいの消費をするかとかを考えたようなウォーキングの仕方などを指導する場になるような、そういう指導を一部の人だけでもいいですからやっていただきたいと思います。何度も言うようですが、札幌市の場合は健康づくりリーダー養成でしたからね。だからそういう形で誰か先頭に立っていただく人を要請するのもいいのではないかなと思います。

それからノルディック用品のストックですが、前に追分の総合支所にありましたが今どうなっているのでしょうか。それ総合支所の人に聞きましたら健康福祉課の方に持って行ったと言っていますが、それも貸出することも宣伝した方がいいのではないかと思います。最近自らが用意してストックを持ってウォーキングしている人を何人かお見掛けしていますので、その辺のところもせつかくあるノルディックウォーキングのストックですから、活用するようなことを考えていただきたいと思います。これについてお返事はいいです。

次に進みます。歩行者の安全のために歩道整備を急ぐ必要があると思いますが、どのように考えているのか伺います。以前地震の後の歩道の亀裂に足を取られて怪我をしたということがありましたが、この時に歩道の管理責任は町にはないということを知りました。しかし、最近は買い物カートを引きながら買い物をしたりシルバーカーを押してお散歩する方もよく見かけていま

す。だから歩道はしっかりと整備していただかなくてはならないと考えています。以前も何人かの議員からこのことについての道路の整備についてのご意見があったかと思えますけれどもね。ここで改めてお伺いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 近年歩道の老朽化が進み、歩道と雨水柵との段差や舗装のクラックなど歩行に支障をきたしている所が増えつつあります。そこで令和5年度から予算を確保し、少しずつではありますが歩道の修繕を行っていきたいと考えているところです。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 来年度から事業が進むと伺いまして安心しました。ぜひよろしくをお願いします。では、安全を確保できる歩道は公園に休憩のためのベンチを設置してはどうかと提案します。これは以前追分地域にベンチが所々置いてあったけどいつの間にか無くなっています。しょっちゅう私は出歩くのですが、早来でもそうですし追分でもそうですがシルバーカーを押して散歩する人は腰かけられる大きなシルバーカーを持っている人なら休憩ということもあるのでしょうけど、そうではないシルバーカーを押している人はシルバーカーに掴まって立ち止まって休憩している人も見かけますし、橋の欄干に掴まって休憩している人もいます。また、一番危ないと思ったのは歩道と車道との境目に歩道の方が高くなっているのですが、その歩道の縁石に腰かけて車道に足を下ろして座っている人を見かけたことがあります。やっぱりそれは休憩しているとのことでした。何か所々ベンチが置いていますよみたいな、もしも置くことができるとしたら置いてある場所も皆さんに周知できるようにしていただきたいと思うのですがいかがですか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 町内のベンチの関係ですが、町では平成19年に生活習慣病の予防また健康増進のためとしましてウォーキングをしながら町内の見どころを巡ることができる散策コース、深呼吸スポットを設定しまして、そのルート上の一部に早来地区においては4台、追分地区には5台のベンチを設置していました。この深呼吸スポットのベンチについては、平成19年の設置から約15年が既に経過していますが、この間に破損等で危

険な状態となったものについては、その都度撤去して参りました。今後の設置についての考え方ですが、只今申しました深呼吸スポット、この散策ルート上に再度ベンチを設置する予定は、これまでの管理面の問題も大きかった状況がありますので今のところ予定はない状況です。以上です。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 道路、公園の関係について建設課より答弁をさせていただきます。歩道脇にベンチを置くことが道路の維持管理上どうなのかということですが、基本的には道路敷地内にベンチを置くことは道路の維持管理上好ましくありません。特に国道や道道の場合は道路占用の許可が下りないものと理解しています。健康のためにウォーキングをされている方がどのようなルートを通るのかは人によって違うものと思いますし、体力の差によって休憩する場所も違っていたり、歩く距離も違っていたり個人差があると思います。ウォーキングを目的として休憩施設の適正な設置位置の判断は難しいと思われるので、道路管理者としては設置する予定はありません。次に公園に関してですが、近い将来に各公園の再整備を検討していきたいと考えていますので、その際はベンチや四阿なども計画していきたいと思っています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 道路脇と言っても道路上であれば当然ベンチは置けないことぐらいわかっていますけども。道路脇という部分があるのであればそこに置けるのではないかなと。例えば追分でしたら青葉の跨線橋を下りてすぐの所に町の方から行けば跨線橋に入る手前ですが花壇がありまして、そこにベンチが置いてありまして、何回かそこに座って休憩したりとか誰かと話をしている姿を見たことがあるので、こういうのも有効なのかなと思っています。

では次に進みます。栄養面の指導が大切と思いますが対策についての考えがあるかどうか伺います。高齢者は1人か2人世帯ですので食材一つ買いましても1回で食べきれないで2回も3回も同じ食材で調理するということがありまして、たんぱく質の不足など心配するところがあるのですが。先日私が所属しています老人クラブで料理についての講演をいただきまして皆さん大変興味をもってお伺いしていただきまして、それで料理教室みたいなものもしていただけないかなということで、担当の地域包括支援センターの方にお話し

ましたら来年度の事業に組み入れてもらうことになったのですが、そんなことも考えまして自分たちのクラブ員だけでなく全町的に何か取り組みをした方がいいのではないかなと考えていますので、それでこの質問になっています。以前しゃんしゃん教室に通うよりももうちょっと健康状態が低下している人にとってピンピン教室という料理教室があつてね。大変楽しんでいていたのが無くなって、すごく残念だというお話は何っています。それで何か対策は考えているのかどうか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） フレイル予防にかかる栄養面の指導ということですが、加齢や疾病に伴い筋肉量が減少することで筋力や身体能力が低下し運動の機能が減少傾向となります。その結果、食欲不振となり食事が減少し、低栄養となることが懸念されています。低栄養とはエネルギーやたんぱく質等の摂取エネルギーと消費エネルギーのつり合いが取れていない状態であり、本来は体を作るために使われるたんぱく質ですがエネルギー不足を補うために筋肉を分解して利用することとなり、筋肉量の減少が更に加速することとなります。これまでも健診の結果報告会や保健推進会、老人クラブ、あびらチャンネルの栄養士番組等で低栄養とならないための健康教室等を行っていますが、更に今後予定している高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施において、保健師や栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士などが専門性を発揮して栄養面や運動面、認知症の予防に資する事業展開ができるよう職員の体制整備についても準備を進めているところです。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 色んなことでこれから対策を考えて準備していくことですので期待しています。

それで次ですが、後期高齢者健診などについて受診の相談やその後の生活指導について、どのように対応しているのか伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 後期高齢者健診に伴う相談また生活指導についての対応についてご答弁します。簡単に流れを説明させていただきます。後期高齢者健診これを受けていただいた後、結果の方を通知します。その際

要精密検査の対象となる項目ですとか過去の健診では指摘がなかった数値の良くない項目が今回の健診によって新たに出てきた方に対して結果報告会へ参加していただくようご案内を差し上げております。結果報告会にいらしていただいた方に対しては、その報告会の場で対面でその後の病院の受診ですとか生活指導などについて保健師等がお話、相談をさせていただきます。また、ご都合が悪いなどで結果報告会に来られなかった方に対しては後日お電話等で相談ですとか生活指導等を行っている状況です。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今ご報告していただいた内容については健診の結果について説明を伺って、この先の自分の食事や運動などの参考などになるということなので好評を得ていると思いますので、もう少しその相談会に出席しやすいような、良い取り組みですので出席しやすいような何か考えていただきたいと思います。例えば来てくださいと言ってもなかなか行きづらい、歩いて行くのに行きづらいということもありますのでね。だからそういったことも含めて何かもう少しきめ細やかな対策が取れないのかと思いますけどいかがですか。

[池田健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 議員のおっしゃるとおり、なかなかこのような事業をやってはいますが参加する方が今回ここ数年はコロナもありますのでなかなか来られない方もいらっしゃるということで、町としてはなるべく多くの方に参加していただきたいと思っていますので、毎回参加しやすい方法とか今後についてもどのような方法を取ればより多くの方に参加していただけるのか等を今後の検討課題とこれまでも検討していますが継続して検討して通えるようにしていけたらなと思っています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） しっかりその辺のところの対応をお願いします。指導してくださる方の言葉遣いだとか態度がとても好感を持っていらっしゃる高齢者からの話も伺っていますので、そういったことも含めて今後もう少し参加者が多くなるように考えて対策をとっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。認知症予防のための指導や対策についての考えを伺

います。前に私は認知症予防になるかと思ひまして脳活というか頭の体操教室を開いて15年になります。その開きはじめの2、3年ぐらい後に隣町で町の方でそういった取り組みをしているというので内容をお伺いしに行ったことがあったのですが、その町では町の事業として認知症予防教室をしていましたね。そしてそこに計算式などを置いてありまして曜日と時間を決めて自由にそこに参加して脳活になるような資料を自分で手に取って、そこで自分で勉強したりした後にお金でお昼ご飯を食べると、お昼を提供していただきましてお昼を食べて帰るといふ脳活だけでなくコミュニケーションの場にもなっていましたからね。それはすごくいい方法だなと考えていたけれども、私自身も15年もやってもなかなか一緒に物を食べたりするような支援はできていないものですから、資料を用意するのとちょっとしたお茶とお茶菓子を用意するぐらいで。公的機関から補助金をいただいて事業を運営していますが。ですからボランティア団体が運営するのではなくて、町の方として何かすることがあるのではないかなと考へまして、この認知症予防のための対策について伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 認知症予防のための指導や対策についてですが、安平町では令和元年度に国が策定した認知症施策大綱推進に基づいて介護保険事業計画の認知症施策を策定しており、その内容は認知症になっても地域で安心して暮らせる共生と認知症の発症や進行を遅らせる予防を車の両輪として位置づけています。認知症は誰もがなり得るものであり家族や身近な人が認知症になることなどを含め多くの人に身近なものとして定義し、地域包括支援センターの認知症支援地域支援推進員を中心に認知症サポーター養成講座の開催や認知症サポーターの会が主催する認知症カフェなどを実施し社会の認知症感の転換を進めています。また、予防については認知症ケアパスを導入し早期発見、早期対応、重症化予防について標準的な流れを示し対応にあたっているところですが、運動不足の改善、糖尿病や高血圧など生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持などが認知症発症の進行を遅らせる可能性があることを考へていますので、こちらについても高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施において生活習慣病や認知症の予防に効果的な戸別の保健指導や集団指導を認知症カフェや介護予防教室、各サロン活動等について実施する予定です。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 認知症サポーターの会でオレンジカフェをしているのはよくわかっています。私も認知症サポーターの会の顧問として名を連ねておりまして追分地域においてオレンジカフェを開催したいと思っていますがなかなか会は作られないですね。認知症サポーターの講習を受けた人が誰なのか個人情報の関係でわかりませんので。だから一緒にやっただきの方を探せないでいるものですから、それで私も追分地域ではやっていません。他の地域のことも調べましたら早来でしているだけなのではないかなと思っています。各町内会においてサロン活動をやっていますので、その中で認知症サポーターの会のオレンジカフェのような仕組みづくりの方が認知症の予防の対策にはなるのではないかなと思います。大体サロン活動は月に1回ぐらいしていますので、もう1回はオレンジカフェのような予算を別にしてオレンジカフェのような形で取り組みをできやすくしてもらえたらいいのではないかなと考えています。そうしますと参加する機会がサロンと地域におけるサロンと、それからこのオレンジカフェと月2回ぐらいは出る機会があってもいいのではないかなと思っていますので。もう少し具体的に認知症予防のための対策を考えて、それに参加しやすいような対策を考えていただきたいと思いますが。何か具体的なことは考えていませんか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 認知症予防に関する様々な活動については各サロン活動とか自治会、町内会の会合がありますので、その中で進めるところは進めていこうと考えていますが、去年3月に認知症サポーターの会がやっど設立できまして、認知症カフェもオレンジカフェもやっど軌道に乗って毎月やっていっている状況ですので、健康福祉課としてはそこを重点的にサポートして今度の安平町の認知症カフェを広げていきたいと思っています。追分地区についてもまもなく準備を進めているところですので、そこを中心的にやっどいこうと考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 認知症にやさしいまちづくりの集いというものは米川議員も出席されていましたが、11月29日に追分公民館の方で開かれました。これは安平町も共催させていただいたり、社会福祉協議会も後援をしていただいたのですが、安平町の共に歩む会、介護者を支える会、今話に出ていました認知症のサポーターの会、こういった会が一堂に会して北海道の認知症の人を支える家族会の事務局長の西村さんに来ていただいてお話

を聞いて勉強会も先月行ったわけです。様々な活動を共通する認知症にやさしいまちづくりのために活動されている団体がそれぞれありますので、町も社会福祉協議会もそういったところと連携しながら先ほどご提案いただいたようなまちづくりをこれから充実させていきたいなと考えているところです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 追分地域の中で認知症サポーターの会のオレンジカフェを開催しますという会長の方には私の方から来年の4月から開催したいとお話はしてありますが、先ほど申し上げたように町の方で何か隣町でやっているような教室というか指導体制はとれないのかどうか。ボランティア団体がやるというのは皆さんの税金から補助金をいただいて運営していますが、それも十分ではないので色んな意味で工夫しながら参加しやすいようにしていますのでね。町の方で隣町がやっているようにお昼ご飯を提供するとか、そのようなことがあったら参加する人も多いのではないかなと思うのですけどね。そこまでは考えていないのかどうか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 先ほどから何度も申し上げているところで申し訳ないのですが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施において。ここが一応令和6年度から進めていこうということで準備しているのですが、まだ具体的なところが何も今お答えできるものがなくて。ただ、この中で認知症予防についてどういったことができるのか。やっぱり認知症というのは生活習慣病ともものすごく関連性があるって、そこをどういった形でやっていけるのか。健康状態不明者を今250名ぐらい抽出かけてやっているのですが、その中でそういった方がかなりリスクがある方だと思いますので、そういった方を先に中心的にやっていく形になるのではないかなというところで考えています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私も全町的な地域サロンあんとして町長に視察に来ていただきましたが大変好評で毎回20名以上参加しています。その機会の中で認知症予防のようなことができるようなことをとって考えたのですが、今コロナ禍であまり外出の機会がなくて人との話をする機会も少ないとい

うことで大体私が考えているような認知症予防教室、塗り絵だとか計算問題とか、そういったことは今の段階ではあまりしたがないと言ったらあれだけど、することに賛成をする人は少ないようですので。6年からですか何か対策事業を考えているというのですから、その辺のところ期待したいと思います。

時間が無いので次に移ります。多数のボランティア団体によるふれあいの場づくりの活動を広報の面で支援をしていただけないかどうか伺います。例えば広報紙に活動日を記載すると他の地域の活動に参加するなどの交流が生まれて広域的な活性化につながるのではないかと考えています。先ほど言いました「あん」にも安平地域の方、それから早来地域の方もたまには来ていただけることがあります。それは広報紙に載せていただいているものですから来ていただけているものだと理解していますが。そんなことを考えてこの質問になっています。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） ボランティア団体によりますふれあいの場づくり等の広報ということでして、これについては現在ボランティアセンターを所管しています社会福祉協議会におきましてボランティア団体ですとか老人クラブ、また社協が主催の福祉活動また事業について毎月発行していますあびら社協だよりにおいてその活動の内容また事業の実施報告などの広報を実施していただいています。限られた紙面の中で全てを掲載することはできない部分もありますが、先ほど議員の方からお話があった例えば今後の予定の掲載についても今後社協の方に内容をお話して伝えておきたいと思えます。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今後の予定ですね。それについて広報していただけるのはそれが一番いいかと思えますけど、社協だよりはふた月に1回ですので、その辺のところ文章だとか載せていただく団体の代表に相談していただきたいと思っています。その上で社協の広報に、社協だよりに載せていただくことはありがたいと思っていますのでよろしくお願いします。

次にフレイル予防として町が実施を考えていることがあれば伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） これまで答弁させていただいた以外のフレイル予防の対策としては今後の高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施において進めていくことになるのですが、社会福祉協議会の委託事業である生活支援コーディネーターの活動として高齢者向けの運動や転倒予防の機会であるふまねっと等の支援をしています。また、通いの場の活性化だけではなくボランティアとしての社会参加や役割保持として、ボランティアラインの取り組みによる雑巾の作成ボランティアなどを実施していますので、こちらの活動についてもフレイル予防の対策として町としても協力連携を深めて参りたいと考えています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 大変有名なふまねっとというのは効果的だと伺ってまして。私も講習を受けまして資格を持っているのですが、その資格を持続していくのに毎年3000円のお金がかかるのですよね。そんなことで資格を継続して利用させてもらえるような状況には今私はなっていません。これだけでなく色んなところで色んなカフェだとかサロン活動をしていますのでね。もしできましたら補助金の値上げだとか、今物価が上がってましてお茶とかお茶菓子についても参加人数が増えれば増えるほど運営費に苦労しているものですから。そういう大変お金の話で申し訳ないのですが決まった補助金の金額の値上げみたいなものと考えていただけないのか、前に私池田参事に相談したことがあったのですが、いかがなものでしょうか。私の立場で、私はケーキ作るのが趣味ですので、そういうものを持参してもいいのですけど私の立場でそんなことをするととんでもないことになりますので、それもできないです。何かもう少し運営がしやすいようにしていただけないかと伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず最初にふまねっとの資格ですが、健康福祉課の方でボランティア資格取得の補助制度がありますので、そちらを使っただけでいただくことになるのですが、更新の時のボランティア資格となるとそこが対応できるかどうかもありますので、そこは今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。あと各サロン活動の補助金等ですが、そちらについては地域支え合い事業の方で補助金があるのですが年に1回3万円だったり5万円を支出するというだけではやっているのですが同じ事業であるとそれ

以上出せませんので、ちょっと思考を変えて勉強会とか、そういった形にしていただけるとまた更に別枠で補助が出ますので、そういったことも相談していただければ対応していきたいと考えています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 思考を変えてというけど勉強会はしたくないのですね。集まってくる方は自由におしゃべりをしてただただ楽しむために集まってくる、私はそういう場づくりをしています。認知症予防教室の頭の体操教室ではそうではありません。ちゃんと教材、塗り絵だとか計算問題だとか用意していますけどね。だけどサロンの場合は、ただただ楽しいことをするために集まってくるという会にしていますので。今後何かありましたら、この先考えていただくことがありましたらぜひお願いしたいと思います。思考をこらしてというけど勉強をするということにはなりませんのでね。だから、その辺もう一度検討をお願いしたいと思います。

最後ですがフレイル状況にある高齢者が基礎疾患がある人が多いためコロナ感染の診断は急がれます。発熱外来にて受診をしづらい人のために抗原検査キットで判定をするということが速やかに次の対応を決められるためには有効ではないかなと考えています。この高齢者だったら熱が出たからインフルエンザなのかコロナなのか自分ではわかりづらけれども、それで病院に行こうと思ってももしコロナであることが心配されると発熱外来では病院には入れてもらえませんので、行くにしても一人では行かれませんか。かといって熱があったらハイヤーにも乗せていただだけませんので。そういったことを考えたら検査キットで一応調べて、それからインフルエンザで、コロナではないということがわかればハイヤーでも病院に行くことができますので、それで検査キットの購入の補助金制度を作っていただけたらいいのではないかなと思います。私も先日故郷に行く用事がありまして行った時に検査キットを買って用意して行ったのですが、1セット1900円なのですよね。高いと思いますので、それで事前検査のための補助金制度はできないのかどうか伺います。

[池田健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 抗原検査キットの購入費助成ということです。議員のご質問にもありましてお若い高齢の方は基礎疾患がある人が多いことから検査が急がれるのはおっしゃられるとおりにだと思っておりますが、それ以上に発症して重篤な状態にならないよう、これはコロナに限ったことでは

ないと思っています。早急に病院を受診することが重要であると思っています。このことから65歳以上の方とか基礎疾患のある方については、感染が疑われるような症状があった場合においてご自身で判断せず早急に病院、発熱外来を受診していただきたいと思っています。また、9月末より感染者の届出対象が65歳以上の方や重症化リスクがある方に限定されましたが、同時に設置されました陽性者登録センターという機関において、症状が軽い方とか65歳未満の方について、ご自身で検査を希望される場合については、このキットを無料で配布をしているということですので、これを申し込んでいただいてご自身で検査を行う方法も選べるようになっていきます。これらのことからご質問がありました町の方で購入費の助成を行うところの考えは今のところ予定をしていません。尚、陽性者登録センターの連絡先については北海道のホームページの他、安平町のホームページまたあびらチャンネルのデータ放送、また広報スマイル10月号の方にも内容を掲載していますので、ご確認くださいと思います。以上です。

○2番（米川恵美子君） ありがとうございます。

○議長（多田政拓君） ありがとうございます。以上で米川恵美子議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。7番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.2 7番 三浦 恵美子】

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 三浦です。よろしくお願いします。

まず1件目の通告、安平町の義務教育について。一つ目、就学援助金について伺います。要保護及び準要保護に該当する世帯は何世帯か伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 要保護世帯が1世帯で準要保護世帯が36世帯となっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） では次、要保護及び準要保護に該当しない2人世帯で年間所得150万円以下の世帯、3人世帯以上で200万円以下の世帯をそれぞれ伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長
- 教育次長（永桶憲義君） こちらに対しては申請のあった所得帯にはご質問のあった所得階層の世帯は全て該当していますので、ありませんという表現になります。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） では次です、要保護及び準要保護に該当しないが経済的に困窮している世帯への拡充についての担当課の考えを伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 要保護、準要保護の制度で運用している判断基準も困窮の度合いを確認することの難しさはあり、単に基準を拡充して最終的にその困窮という意味合いで全体を補助していく考えには至らないと思っています。多子世帯や所得が少ない世帯など状況には色々あると思いますが、本制度は所得税や福祉施策の拡大策と考えていただけると教育委員会の対策としては理解していただける範囲ではないかと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらなのですが就学援助の運用基準を確認させていただきまして準用額の測定方法及び所得額の算定方法の項目に所得額が準用額の1.3倍未満、これ生活保護基準なのですが、のものを認定該当者とするとなっています。但し、生活が著しく困窮していると判断される者はこの限りではないとあります。こちら具体的にどのように運用されているのか、その事例があったかどうか。個人の状況によっては判断が難しいとの今のご答弁でしたが、そのような運用がされているのかどうか事例があるかということ伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 実際に私が経験した範囲では無いかと思えます。当然その困窮の範囲で特殊事情というか、なった場合には多分こちら教育委員会サイドから入ってきたとしても福祉サイドとの連携を組んだうえでそういった方々の対応をすと思われまので、一番困窮度が高ければ当然生活保護といった道にご相談をさせていただく形になると思うのですが、現時点ではこの運用基準の範囲内ではそういった事例は私に対応したことがありません。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 対応が無かったということは、今後具体的に少しはこういうのに該当すれば考慮するとか福祉と連携して拾うとか、そういう制度を見直していくような考え方があるかどうか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほども説明させていただいたとおり教育委員会で行っている制度はそれら福祉施策の部分の拡大策の担いを持っていますので、多分この難しい判断のところと言っても実際には例えば所得証明とかの分析をした上での対応になると思うのですが、ただこの事由に当然所得という部分は前年度所得に対してという部分がありますから、例えば事業者が事業を崩壊したとかそういったパターンがあるやもしれませんが、そこが特殊

的な事情等に対応せざるを得ないことになるかと思うのですが、そういった場合にはその他福祉サイドなり、税の担当と連携を取った上でその場に応じた対応にしかならないのかなと思います。ただ基準としては一応こういった制度を基づいていますので、前年度所得に対しての基準でなければなかなか私たち教育委員会の中では判断ができない内容となっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 例えば国保会計だと百条減免とかで前年度の所得より急に失業などということによってそういう考え方の準用でやってもらえるという認識でよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 実際にはそういったケースの方については、ほぼこの制度で拾い上げることができていると思いますので、それ以上にという部分であればそのケースに応じた内容になるかと思えます。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。その辺色々踏まえてもう一つ伺いたいことがあるのですが。例えば就学援助の中に制服の購入費もあると思います。来年度から義務教育学校がスタートすると思うのですが、こちら制服の購入の助成だけでも拡大することはできないかなと考えたものから伺いたいのですが。例えばですが今年度中学校1年生に上がったお子さんがいて来年度早来義務教育学校に進むとなったら今度2年生になると、義務教育学校では2年生という言い方はしないと思うのですが、また更に改めて学校の制服を買わなければいけないということが、そういうお子さんもしらっしゃるのかなと思ったのですが。例えばこちら経済的に新調を2回しなければいけないということになると経済的に負担が大きいのではないかと考えました。必ず制服を買わなくてもいいということであれば話は別なのですが、買わなければいけないということであれば就学援助金を貰えない世帯でギリギリの生活をされている方とかも大変ではないかなということで、こちらの助成についてはどのような考え方があるか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 来年度開校する義務教育学校においては、今の制服の関係については例えば8年生、9年生については既存の制服のままで可能ということの経過措置という形で進めて参ります。その中で例えば体格が大きくなったとかそういう方で制服を変える場合には新しい制服を買う方もいらっしゃるかと思うのですが、更にせつかくだからという方もいらっしゃるのでは、議員さんがお話されたように連鎖的にそういった方向に買いたい方も増えるかと思うのですが、ただこの件については運用上先ほど説明したとおり、経過措置の中で既存の中で進んでいくという考え方で進めたいと思っています。尚、本年度から追分中学校も色々な課題の中で制服を変えています、やはり追分中学校でもそういった対応の方法で運用していますので、同様な考え方でいきたいと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。では強制的に買うこともないという経過措置ということで安心しました。ありがとうございます。今後色々経済状況も変わってきているので、こちらの制度見直しなど考えていただけたらいいなと思いますのでよろしくお願い致します。

次に移らせていただきたいと思うのですが、学校給食費についてということに進ませていただきたいと思います。今年度安平町は賄い食材費の方を9月で補正しています。214万7000円を5%増で補正していて、また12月定例議会でも8%まで予定で112万1000円を増額する予定となっています。こちら保護者の負担軽減措置ということで大変喜ばれていると思うのですが、今年度は物価高騰に対して地方創生臨時交付金で負担軽減を行っています、こちら来年度以降の見通しをどのように担当課で考えているか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） ご質問とやや違う観点から給食の実情を説明させていただくと、本年度に入って給食センター運営委員会において来年度に向けての給食費の改正に向けて協議が始まっています。本年度な急激の高騰に対しては負担軽減策は国の予算を活用させていただきましたが、それは本年度の高騰分に関しての分です。よって、これまでは何とかやりくりを行って平成26年度以降は改正していないので対応の厳しさはご理解を願いたいと思っています。結論としては給食の質を落とさずに同額の給食費で運営するこ

とには限界があるので献立の基準となる給食費は改正して対応したいと保護者等の構成する給食センター運営委員会でも理解を得ているものです。よって給食費の改正は行う方向で進めたいと考えていますが、現在のコロナ対策の影響また世界情勢の変動が読み切れない状況ですので、本年と同様の国の予算を活用させていただくことも視野に入れ、上昇分は当面町が手当する対応を考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 来年度以降もそのように考えて上昇分は対応していきたいということなのですが、運営委員会の方でも色々話が出ていると思うのですが、こちら今後その対応しきれなくなった場合、値上げするとなった時にちょっと払えなくなってくる方も出てくるのではないかなと思っているのですよね。今でも給食費は児童手当で1回の支給分の半分ぐらいを払って対応しているご家庭もいらっしゃると思うし、値上げをしていない現在でも未納が重なっている状況であることは担当課の方でも押さえているかと思うのですが。あと就学援助を貰えない対象外のラインの方も大変なのではないかということで、今後交付金も無くなって対応しきれなくなった時はやっぱり値上げしかないとなるのか、その先を考えるのかという今後の方向性について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 基本的にはこの給食費に関しては見合う部分を徴収していきたいという考え方が私たちの考えとしております。現在未納者の傾向ですが、例えばこの要保護、準要保護に引っ掛かっていなくて滞納をなさっている方もいらっしゃいますが、これは先ほどの所得等だけで確かに図れない部分はありますが、そういった家庭も実際においてはしっかりした所得などの数字は出ている家庭ですので、他の方がそのぐらいのレベルでお払いしていただいている中からすると、この辺の部分はなかなか困窮の度合いを図り切れない部分がありますが、以前からお話しているようにこの給食費に対しては負担分はいただければなという考え方でいます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えばですが給食費の徴収率って議事録私も委員会の

確認をさせていただいたりしたのですが 99.17%が収納されていて、でも未納になっている世帯って上下水道とか住宅料も未納になっているケースも多くて、そこら辺から事情を拾って話をしていった基準だけで測れるものではないということを押さえていっちゃると思いますので、そこら辺水道料とか滞納になるってすごく困窮していると判断が客観的に考えてもされるので、そこら辺はしっかりと対応というか測れないので柔軟にさせていただけるか確認したいのですがいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほどからの質問を遡りますと、例えばお子さんの多い家庭だとかそういった部分に関しては、国でも扶養手当なり税の減免なりという形で給食に限らずこの子育てに対する補助の部分に関してはそういった形で間接的に行われていることが考えられます。ですから例えば今お話にあったような児童手当からってというのは基本的に児童手当イコール給食費の支払いという部分ではないのですが、こういった部分では教育費に対して全体的に無償化という考え方の補完をするような制度も充実していることを考えれば、こういった世帯の方々にも色々事情はあるとは思いますが、少なからずとも子育てにかかる経費に対しては何とか理解を得て納めていただければなというのがこちらの考え方にはなっています。ただ、何度も言うように本当に困窮の部分に対してというのは福祉の関係の部署ともきちんと対応はしてはいますが、今のところはそういった家庭には当てはまらないのが実情という部分は現実的なのかなと思っていますのでご理解いただきたいと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 問題は現状では物価が高騰している状況で、例えば生活保護の基準は年々下がっていきつつあり、それが上がっていることはない、その1.3倍という基準で準要保護と要保護が決まるということであれば、そこに引っ掛からない人たちが本当に困っている人たちはぜひ拾っていただいて柔軟に対応していただけたらという、福祉対応もしているとのことなのですが、そこら辺のことをまず強く要望したいのですがいかがですか。しつこいんですけど。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 本当にこれは難しい問題なのです。この所得でということを見ると例えば所得が200万出ましたと言っても収入が300万ぐらいしかない方で200万のパターンもありますし、1000万を超えていても200万の方も実際この準要保護の家庭にはいらっしゃいます。ですから、そういったことも踏まえてこういう制度が成り立っていることを考えると、お子さんにかけていただける経費はその分きちんと負担をしていただく考え方にたどり着きたいのですが、ただ議員がおっしゃられるような本当の困窮世帯の分析は福祉との連携も含めて行いますので、そういう部分の中では今のところ該当となってくるような世帯には当たらないという認識でいただければなと思っております。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ぜひそこは取りこぼしのないように拾っていただいて困らないようにしていただけたらと思います。なかなか難しいというお話なのですが、次に進んでいきたいと思うのですが。ここは何回か取り上げさせてもらったことで給食費の完全無償化に対する考えを改めて伺おうと思います。今答弁いただいたとおりが負担いただきたい、ご理解いただきたいということで答弁があったので難しいかなと思うのですが確認させてください。以前、町長も完全無償化は考えていないと答弁をいただいていたのですが、改めてその理由はどういうことなのか確認させていただきたいと思います。平成30年6月定例議会と12月定例議会で私一般質問で取り上げさせていただいた時に、答弁では義務教育無償化の観点では一切考えられないけれども移住定住施策や子育て支援策としては検討しているという答弁を4年前にいただいていた。このことも踏まえて今どのように考えて今後新しい学校もできましたけれども、方向性としてどのように考えているか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今議員がお話されたように以前の30年6月、12月議会で同様の質問をいただいておりますが、以前ご回答している内容に変わりがなく今回一部補助の考えは説明させていただきましたが、基本は保護者には応分の負担をいただき給食の提供を行っていきたくと思っています。また、一部の自治体で行っている無償化の要件として挙げられる子育て支援策、定住化策の目的でも優先施策として取り組む判断には至っていませんので、こ

ちらもご理解いただきたいと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まず4年前とは経済状況が大きく変わっていることが一つ踏まえて話を進めていきたいと思っているのですが。こちら完全無償化は実現しなくても部分的な軽減の検討はできないのかなと。生活保護費も下がって基準も下がっているとか色々物価も高いとか様々雇用も不安定になっている状況も踏まえて、このままでは少子化が進んでしまう状況だと思いますので。部分的には軽減って例えば一定の割合や一定額の軽減などとか、あとは特定食材分、主食だけは補助しますとか牛乳だけはお金を補助しますとか。牛乳も多分1回に50円とかかかるそうなので、あとは多子軽減とか。2人目は何割軽減とか3人目は何割軽減とかそういう考え方も色々あると思います。今調べましたら全国の小中学校では256の自治体が無償化を実現してまして北海道でも37自治体の実現しています。日高町や白糠町近くではそういう所も実現していて、先駆けてこういう施策を行っているのは人口が少ない町村でそういう対策として進めていて。優先施策ではないとおっしゃいますけど、やっぱり少子高齢化が進む中では大事ではないかなと思っています。4年越しですが8年越しになっても実現していただければと思っています。少子化が進んでいるので今こそ思い切って一歩でも二歩でも切り込んでいってはどうかなということでの質問に至っていますので、そこら辺の考え方を伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 4年前との比較というようなご質問ですが、基本的な考え方は先ほど永桶次長が答弁しましたとおり、給食費についてはそれぞれの基準があってお支払いができる所得がある方についてお願いしたいというのが基本的な考え方です。ただ、今コロナ禍、物価高もあって今年度はコロナの臨時交付金を活用しながら歳出が増えた分は町の方で歳出ベースを補う形で支援をします。それを給食センター運営委員会の中では給食費を例えば行政が補助をした場合、2年3年それが続いていくとそこが終了した場合、一挙に給食費の値上げをしなければならぬ。そういったことになるとまたご家庭のそれぞれの負担感も出てくるということで、上げるのであれ少しずつでも上げた方がいいのではないかと議論もあつたと承知をしています。ただ、一方でこの物価高のところは前段答弁させていただいたとおり世界情勢もあつたり円安が影響したり、様々な商品、調味料含めて値上げを

されている。そういった時期にすぐに値上げをしなければならないのかというと、私はそこは当面の間は行政で補っていかざるを得ないのではないかなという考えを持っていますので、前段の質問の答弁をさせていただきました。3番目に負担軽減策についてご質問があるので、何かそれ以外の部分含めて踏み込んだやりとりがあれば、またそこを補足させていただければと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 物価高に対して地方創生臨時交付金活用して対処している。また検討している自治体が全国で1491自治体あるのですが、今後の見通しが立たないから困ったとなっているのですが。そこで各自治体の態度も出てきていて青森市とかではこの交付金なくなった後も無償化は続けると、ここは大事だと。そこは給食費無償化で子どもたちに対して手当をしていく、保護者に対して手当していくことで進めているということも色んな自治体のやり方や考え方もあるので、そこも見ていただいて、考えていただいているとは思いますが、ぜひとも施策に盛り込んでいただけたら何年後になるかわからないですがやっていただけたらと思います。この物価高もコロナもいつまで続くかわかりませんし、給食費もつと払えなくなった人が増えてきたとかそういう状況も見ながら、もしそういう方向があれば考えていただきたい。90%以上ほぼ100%に近い状況で収納しているということは、親御さんたちは子どもさんたちのことを大切に考えて、そこにお金をしっかりかけると考えているけれども難しい家庭もあるということだと思いますので。子どもたち今のままでいくと増えていくことも考えにくいので減っていくと思うので、ここはいつそすっきりとじゃあやりますとやったらすごいいいかなって、個人的なあれなのですが、進めてもらえるといいなと考えています。最後の質問ですが、小学校、中学校の保護者の方たちに対する負担軽減策全体的にどのように考えていらっしゃるか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長

○教育次長（永桶憲義君） 義務教育を受ける個人の負担は本町においても無償となっており、本件で質問のあったような給食費や児童生徒が個々で用意する学用品などへの負担までは及んでいないものの、先ほどのご質問のあった要保護、準要保護の制度においては教育関連の負担軽減は行っています。しかし、それ以上については先ほどの説明のとおり教育委員会の制度はご質問の困窮や負担軽減策としては他の制度の補完にはなっていると考え、これ以

上教育委員会として踏み込める領域ではないとは思っています。ちなみに当たり前と思っているような学習に関連する町内のプールやスキー場、ホッケーリンクなどの社会教育施設は幅広い考え方で利用料の免除は行われており、部活動や校外授業への移動車輛の活用や金銭的な支援など目には付きにくいかもしれませんが、他町ではここまではやっていないような取り組みはしています。教育分野においては公平性のある支援策としては充実してきているとは思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足させていただきます。これまで先ほどの質問までは学校給食費についてのご質問でしたので、そういったやりとりをさせていただきましたが、当然家庭ベースで考えていきますと、そのご家庭の収入、支出、様々な家庭の事情、要因などによって生活の困り具合は色々であろうかと思えます。その中で町としては教育委員会分野だけではなく学校教育だけではなく、社会教育の分野でも今説明したようなスキー場の例えばリフト代の無償化というところもこの4年間では取り組んできたということです。また一方で医療費の無償化での負担軽減も高校生まで拡大をさせていただいていますので、当然色んな観点からご家庭の負担軽減のところはこれまでもやってきましたが、ことさら給食費だけということにターゲットをあてておりませんが全体の中で子育てしやすい環境をこれからも続けていきたいと思っていますし、当然給食費もその中の多くの様々な項目の一つでありますので、そういったところの負担軽減の中では先ほど申し上げた支出ベースのところでは行政の方で例えばコロナ臨時交付金が来年度いただけなくてもそこは町が負担していく考えでいいのではないかという現時点での考え方は持っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 先程来紹介されていましたが給食センター運営委員会が出された意見は、町としてどのように受け止めているのかなということを確認させていただきたいのですよね。町として住民参画をどのように捉えているか。検討会を行われていると思うのですが、その実施された内容はどのようなものだったか。運営委員会の議事録を見させていただいたのですが、その要望として給食費無償化、完全無償化あるいは部分的な軽減、給食費の値上げはしないでほしいとか、品数は減らさないでほしいこれ以上とか、地元産の食材を増やしてほしいなど様々なご意見が出されているのですが、ど

の部分のご意見を捉えてどのように町として進めているか、考え方を最後に伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今お話された部分の意見は確かにそういったような意見もありますが、実際今回色々やりとりをした上では当然例えば品数を減らす中ではデザートを減らすとか、今非常に消費が減っています牛乳自体を要らないのではないかとかという本当に極端なご意見もあるかと思えます。ただ、私たちの町の給食としては、この給食からも学べる食育とよく言われる点も行いながらきちんとした栄養バランスを整えて提供するところの考え方は変えたくありませんので基本的にはそういったご意見の中で削減の要素とできるような部分を考えることを持っていますけれども、今のところは全体的にそういうご意見をいただいた中でも例えばこの給食費の改定が今回平成26年から今まで変わってきていません。ただその間では例えば牛乳だけは定期的に値上がりしているとか、そういった事情もあるので例えばいっぺんに上げるという考え方をするのではなく、徐々に対応していくとか、負担の受け止め方もいっぺんではなく徐々にとりという考え方で進めていただきたいという意見もありますので、それら全体を踏まえて今回一応こちらから提供する給食費の充実、質を落とさないという観点を継承しながら基本的な単価は上げさせていただきますが、今回一部補助という形をとるような落としどころというか、方向性で今週開かれます給食センター運営委員会の方で再度確認していきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ぜひその委員の皆さんなどの意見をしっかりと入れていただいて、いいところで進めていただけたらと考えています。今後は前向きに検討していただきたいなと思います。

次2件目の通告に移らせてもらいたいのですが、新型コロナウイルス感染症感染者に対する支援についてということで発熱などの症状が発生した時の相談体制についてこちら伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 発症した時の相談体制ということですが、厚

生労働省や北海道の感染症対策にもありますとおり、まず第1にはご自身のかかりつけ医にご相談をいただくこととなっています。また、かかりつけ医がない方については北海道が設置しています北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターが24時間フリーダイヤルの相談窓口を開設していますので、そちらにご相談をいただくこととなっています。この内容ですとか連絡先については北海道のホームページの他、安平町のホームページまたあびらチャンネルのデータ放送、広報スマイル10月号にも掲載しましたので、そちらでご確認をいただけます。尚、もちろどこに聞いたらいいかわからないという方や連絡先がわからないといった方などは役場にご相談いただいても対応はしております。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 役場に確認できるのは昼間だけになってしまうかと思うのですが。夜中とかは道の新型コロナウイルス感染症健康センター、こちらも住んでいる地域によって番号が別々だったりするので、そこら辺の周知もあびらチャンネルや広報などで行っているかの確認が1点と。

あと先ほどの他の議員さんの一般質問でも出ましたが、無料で検査キットが届くその制度。私も頼んだところ申し込んだ次の日にはこちらは速やかに無料の検査キットが届きましたが、こちら自分で検査するのはなかなか高齢の方とかは難しいのではないかなと思ったのですが、一応こういう制度もあるということを周知されていると伺ったのですが、ここら辺わかりやすいように詳しく周知しているかどうか伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事

○健康福祉課参事（池田恵司君） 広報の周知ですが、先ほど答弁したとおり安平町のホームページ、あびらチャンネルのデータ放送また広報スマイル10月号には北海道の方から来たチラシの方を掲載してしまして、この内容については先ほど答弁した健康相談センターの他、陽性者登録センター、無料の抗原検査キットによる検査の申し込みの連絡先、電話番号等も載っています。また、その後のサポートセンターの方も合わせて載せています。またその他、新聞を取られている方ですと毎日今答弁したような連絡先も新聞の方にも毎日掲載されていますので、そちらの方でも確認ができるのかなと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 難しい時は対応してくださっているということで引き続きお願いしたいと思います。

次の発熱外来への移送支援についての考え方を伺いたのですが。ちょっと先ほどの議員さんの質問にも少し出てきたのですが、こちら29日の臨時議会でも話が出ていたと思うのですが、感染症が流行した時、私の時もそうでしたが発熱外来が大変混んでいて電話もつながりにくい状況でした。保健所に電話したとした場合は、苫小牧市の発熱外来を紹介されるかと思うのですが。電話がつながってから最後帰れますよと言われてまでに9時半までに電話を掛けて4時半までかかったのですよね、夕方。それだけ混んでいて大変だということですが、高熱がある状況で高齢者の方は大変ではないかなと思うのですよね。移送サービスもないしタクシーも先ほどの質問にもありましたけれども乗れない状況だと思います。高齢の方から相談を寄せられて自分が発熱した時に身内や友人などに送迎は頼めないんだよねって。感染症だったとしたらうつしてしまったら申し訳ないって。自己検査するにもなかなかやり方が難しかったりうまくいかなかったりして。私も最初に自分で検査した時は陰性だったのですが病院に行ったら陽性になりましたし、そういうこともありますので。この移送サービスがもしできたらすごい難しいと思うのですが、そちらそういう考え方があるかどうか、相談があるかどうか、そこら辺の考え方を伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 感染の疑いのある方については、なるべく公共交通機関を使わずに受診していただくという厚生労働省または国の方針等がありますことから、ご自身で受診いただくかご家族やご親戚または身近な方などにご協力をいただいて受診していただくというのが現状となっています。今回の新型コロナウイルスに関する対応、発熱外来への受診等に関する対応に限らないことではありますが、例えば災害が起こった場合とか、何か支援が必要な事態が起こった場合等も踏まえて、独居や要支援の方に対する見守り、困り事などにご支援いただける人とか、体制の構築も普段からお願いできればと思っています。尚、当然ですが症状が重篤で緊急の場合については、救急車を呼んで早急に受診をしていただきたいと思います。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば安平町だと発熱外来は渡邊医院さんが1件行っていると思うのですが、知人、友人、身内の方に移送を頼むにしても近い方がいいという高齢者のご意見もありまして。例えばあびら追分クリニックで発熱外来を開催してスタートしてもらえないかなと依頼をする考えはあるかどうか。早来地区の人は近いから少しは大丈夫かなという考えもあるかもしれませんが、追分で例えば車もなくして人に頼むとなると早来までは遠いなおっしゃっている方もいらっしゃるので、こちらそういう方向で考えがあるかどうか伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 安平町の発熱外来の体制ということですが、渡邊医院の方では従前実施していただいていた。また、今のご質問にありましたあびら追分クリニックの発熱外来については、ちょうど先週水曜日、木曜日だったと思いますが12月15日から発熱外来を開始したということで医院の方から連絡がありました。ただ、一応病院の医院の体制等がありますので、基本的には予約のみで平日の夕方15時半からの予約を受け付けるということ。また、お子さんの場合につきましては小児科の先生がいる曜日において発熱外来を行うことがありますので、今現在は早来地区、追分地区両地区において発熱外来が開設されている状況になっています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足させていただきます。11月の決算審査特別委員会だったのでしょうか。同様のご意見、ご要望もいただいたところでして、その際に答弁したのが、ちょうど明日の夜になるのですが医療懇談会を予定してまして病院、歯科医院の先生方を一堂に会して懇談をする場面の中で今の発熱外来の関係だったり、この移送支援のことについても色々と懇談させていただいて、そしてご助言だったりアドバイスをいただきたいと答弁させていただいたわけですが、ちょうどそれが明日の夜ですので、そういった中で細かい部分のやりとりも含めてですが今日いただいたお話も伝えさせていただいて、我々としての考え方、また追分クリニックはその前にスタートを先週から発熱外来をやっていたということですので、その周知方法だったりPRだったりについても明日意見交換をさせていただきたいと考えていますので、ご承知おきのほどよろしく申し上げます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 町民の方にわかりやすいようにこちら開設したということでお話を伺ったので安心しました。ぜひよろしくをお願いします。

次の質問なのですが、コロナウイルスに感染したと診断された方への支援についてで、高齢者の世帯や独居の方、要支援者がいる方への対応は見守り構築をしていくようにお願いしたいと担当課から先ほど質問がありました。が、具体的にお話を伺えたらというのが一つ。

あとは軽症者、自宅療養する場合の支援について軽症と判断された場合支援が薄くなるのかなと思ったので、この部分も入れさせていただきました。例えば軽症で自宅療養でとなった場合、療養期間が発症日を0日として、7日間かつ症状が回復から24時間経過するまでは、そこまでは最低限自宅にいるようになっていて、療養中の物資、消耗品や食料品などは道の支援物資を要請されてからすぐ申し込んでも日数がかかるのですよね、こちら。私の場合ですが、23日に発症してから24日に陽性判定を受けて、私の場合はインターネットで申し込んだのですが、療養期間30日までだったのですが物資が来たのは29日の10時だったのですよ。ほとんど終わるよみたいな時に食べ物 came 来たって誰も助けがなかった場合は本当に。いつも食べ物はいっぱい用意しているとか、私の場合ちり紙とかも困ったのですが、そういうのが無い状況に陥らないとは限らないので、道も一生懸命やっているかと思うのですが手が足りない部分もあるのではないかなと思ひましてこの質問に至ったのですが。なかなか高齢の方とか要支援の方ってこういう状況に陥った、例えばの例で言わせていただいたのですが難しいと思うので、そこら辺を町としても希望者には配布するよとか何かそういう考えがあるかどうか。たくさん出てきたらキリがないと言われてしまうかもしれませんが、あとは道の申し込みをしないと来ないとわからなかったり、あとは陽性判定した証拠が必要なのですよね。この申し込んだ時に。陽性ですよあなたは、だからこうしてください見たいなのを病院からいただくのですが、それを提出しなければいけないとか、でもすぐに出せない人は後で郵送してくださいとかそこそこ手続きもあって高齢の方でわからないとかできないという方もいらっしゃると思いますので、そういうところの支援なども含めて具体的にどのように考えているか伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 新型コロナウイルスと診断された高齢者、要支援者、軽症者に対する支援のご質問ですが。まずもって基本的な部分です

が、感染されたご本人から例えば役場の方に連絡があった場合については別となりますが、町内でいつ誰が感染したかという個人の名前ですとか情報は当初から一貫して町の方に連絡が来ないということになっていまして、町としては感染者の把握、誰が感染したかは把握ができないことになっています。このため感染した方に対して町の方から何かしらの支援を行っていることは現在無いということになっています。当然ご連絡いただければ、町の方でも相談とか他の所への取り次ぎなどの対応はしていますが、これについては原則体調に関することなどへの健康相談となっていまして、先ほど議員の方でもおっしゃってました食品、日用品等のいわゆる自宅療養セット、この受領を希望される方への対応などについては北海道の方が設置しています北海道陽性者健康サポートセンターの方が担っています。そちらの方で支援を行っている状況となっています。町の方の感染対策また厚生労働省や道の対策でもずっと言われているとおり9月から感染者数報告が一部規制が緩和されたのに合わせて、軽症の方については病院の方を受診せずご自身で検査をして陽性判定もできることになったことに合わせて普段から感染して自宅療養になってしまうことを想定して日頃から2、3日分の食料とか解熱剤を備蓄しておきましょうという対策もとられていることから、ご自身がなった場合のことを想定して日頃からそういったところも備蓄しておくことをお願いできればと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 皆さんがそういうふうにできればすごい良いのですがなかなか難しい方もいらっしゃいますし、検査は自分でやっても陰性で病院でやったら陽性ですみたいな。抗原検査で例えば陰性で、私の場合は1回目自分で抗原検査をやっても陰性で、でもおかしいと思って病院に行ったら抗原も陽性、PCRで確定検査をするのですがそれも陽性ということになって。なかなかいつどのタイミングで、ちょっと時間が経ってからのタイミングで陽性になることが多いと思うのですが、そういうこともありますし。あとは手続きが難しいとかわからないとかいう皆さんもいらっしゃると思うので、そういうところはきめ細やかに周知していただけて、これからまた感染者が増えてくるのではないかと思いますので。物資とか日頃から何日間分は置いておいた方がいいですよとか、そういうことも多分周知はされていると思うのですが、細かいことも周知されているかどうか。あとは今後の状況を見ながら支援をしなければいけないかなという考え方があるかどうか伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 只今の質問に答弁しますが、まず根底にあるのが指定感染症第2類という部分ですので、町がどうのこうのよりも先ほど池田の方から答弁したとおり、まず北海道。こういう形のセンターの設置、こういうところにまず目掛けて行くのが第一だと思います。その根底にはかかりつけ医の定着が一番ですので、町としての支援ということ、あとは周知の問題がどうなのかということですが、これらの問題も先ほど池田が申したとおり、新聞広告並びに10月号の笑顔も見ていただいたと。こういう議会の場の中であびらチャンネルを見ている方々もおりますので、こういう形の部分でこう動く並びにこういうところの広報物を見ていただくといったところも口コミからでもコロナ対策は重要だと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今2類かどうかの話も出ましたが、例えば今議論出ていると思うのですが2類以上の強い感染症対策ととなっているのですが、今度季節性のインフルエンザと同じ5類に変更することも視野に入れているという議論も出ているので、万が一そこに移行した時に状況変わった時はまた違うご判断がいただけるかどうか。あとは周知の方法も、もし町民の人たちからわからないとかがあったらまた更に再度周知するとか案内を申し上げるとかの考え方があるか伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 答弁します。このコロナウイルスの場合はSARSなのです。SARSCOVID-19という形ですので2類なのか5類なのかの部分については専門医の先生方に判断していただく。また、国の政策において2類から季節性のインフルエンザ第5類になるといっても、このエビデンスがまだ十分なところではないのも現実的な問題で、医療の逼迫から2類から5類に行った方が良いという部分が報道されてその論議に至っているわけですので、町としては確実に2類から5類になった段階でどのような形で考えていくのが重要であって、今現在この状況下の中で5類になったらという考えは一切今のところ持っていないという形です。ご理解のほどよろしく申し上げます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今の私の質問もこういう議論が出ているけれども専門家の意見や考え方によって違う方向を出す方たちもいらっしゃるのでは、本当に万が一5類になった時はその時の対応とその時の状況を踏まえて対応していただけますよねという確認でした。それは多分今のご答弁で大丈夫だったと思うのですが、その確認の内容でよろしいですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 2類5類という話の前に、ここの趣旨は色んな方が困っている。特にお年寄りだったり色々コロナだけではなく違う問題、例えば病気になった場合だったり、様々なことで不安を持っている方にどうやって対応していくかところだと思いますので、そういったところは広報紙もそうですし、あびらチャンネルもそうですし、様々な手段でわかりやすく、探した時にその情報にすぐたどり着けるようにしていきたいのはもちろんのことです。また、一人で抱え込まないで常日頃からご相談できる方であったり身内の方。身内の方がいない場合については先ほど申し上げたとおり役場の方に相談していただいても構いませんので、いずれにしても一人で何か問題を抱え込まないでご相談いただいて、そこから対応策につなげて一緒に困り事を解決していく、そういった考え方で進めていきますので、コロナウイルスは大きな問題ですが、それ以外の困り事も含めて様々なNPOも立ち上がってきているわけですから、そういったところにもつなげていたり、それも含めてお年寄りの方が心配を少しでも軽減できるようにこれからも情報提供は確実に行っていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ちょっと周知もしっかりしていただければということで今後よろしくをお願いします。

最後なのですが先ほど答弁いただいたかと思うのですが療養中に悪化した場合の支援について、こちらその時は即座に救急搬送という形で答弁いただいたのですが、北海道陽性健康サポートセンターとかもあったり、そういう所にも重症の場合電話していただきたいなことも道のホームページに書かれていたのですが。こちら例えばですが独居の方で緊急通報システムのボタンを持っていらっしゃる方がいらっしゃると思うのですが、例えば呼吸も苦しい、大変でどうしようもできないってボタンを押した場合は、発熱あつ

でもすぐ対応してもらえるのか確認をさせてください。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 緊急通報システムの関係ですが、今ご質問あったとおり緊急な場合、緊急通報システムを押していただくと安全センターが24時間対応しておりますので、そちらの方につながることになっています。そちらで緊急と判断した場合については、コロナの患者の方が悪化したとかではなく本当に緊急の他の部分もありますので、そこは安全センターの方から直接救急搬送を要請する流れになっていますので、今回のご質問の対応も同様のものとなります。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 全体的に多分お年寄りの方とか要支援者の方は特にそうだと思うのですが、難しいとかわからないとか特に今コロナになってしまったらどうしたらいいのだろう具体的につて。自分になってしまったら結構正常な判断ができないとかそういうこともありますので、その時は親切丁寧に支援していただけたらいいと思います。自分も罹患してみてわかりましたが、お年寄りの方はもっと不安だと思いますので、ぜひ今後ともお力添えをよろしくお願いしますということで以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（多田政拓君） 以上で7番三浦恵美子議員の一般質問を終わります。次に10番高山正人議員の一般質問を許します。

【通告No.3 10番 高山 正人】

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 10番高山です。私は今回、町有地や建物の活用についてということを議論させていただきたいと思います。それではさっそく始めさせていただきます。

（1）公営住宅などの解体跡地の活用についてご説明をお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 公営住宅等解体跡地の利用について、近年解体した公営住宅は地震の影響により解体した追分緑が丘公営住宅3棟12戸、追分若草町営住宅1棟16戸、早来北進単身者住宅1棟14戸、また長寿命化計画により解体した大町東公営住宅1棟3戸、北町公営住宅3棟11戸となっています。解体後の土地利用ですが、追分緑が丘公営住宅跡地については、法面の保護により敷地の一部を切り下げたため今後の計画はまだない状況です。追分若草町営住宅及び北町公営住宅の跡地には令和2年度に地域優良賃貸住宅を建設し災害公営住宅の代わりとし、北町公営住宅残り2棟の跡地については北町自治会からの要望により会館の駐車場として利用しているところです。大町東公営住宅跡地については今後開校する早来学園の駐車場にも利用できるかと思いますが正式には決まっています。最後に早来北進単身者住宅跡地ですが、東側にある早来ハイランドにかかる整備も終了したことから今度は道路などのライフライン整備を実施し数区画ですが宅地分譲を予定しているところです。今後の公営住宅等の解体については長寿命化計画をもとに令和7年度に遠浅公営住宅1棟4戸、追分北公営住宅3棟11戸を予定していますが跡地利用については今後の検討事項と捉えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 実に私どもの公営住宅等の解体の戸数の多さ、またそれに残った時の跡地の利用についての計画がなかなか進んでいないのかなというふうに感じています。今回ここで示されているように北町の公営住宅解体を行って駐車場にしてほしいという住民の要望というのはおっしゃられているかと思うのですが、現時点で北町の自治会の方とお話をさせていただく機会がありまして、この時におっしゃっているのは自治会活動が非常に戸数が減ったことに対して苦慮しているところを大きくいつも言われて聞いていました。跡地を駐車場にするのも一つかもしれないが、これとにかく平地で宅地として使えるものであれば再利用の計画的なものを何とかできないだろうかというお話等も受けたことがありまして。正直確かに一番いい土地というか平面のところでは会館に近く、居住的にも非常に環境がいいのではないかなという土地ですから、できる限り駐車場つてもうちょっと離ればまだ場所的にはあるかと思うので、できる限り住民が増えるような対策等の検討を考えていただけないかと思いますがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 胆振東部地震の関係で公営住宅だったり町営住宅が使えなくなったと。その代わりに優良賃貸住宅をそれぞれ3地区に整備させていただいた。その整備する時に既に検討はしていたのですが、その入居状況、地域の状況も踏まえて更に必要であれば当然計画はしなければならないのですが、跡地にもう1棟ずつ建てられるような土地利用を図って1棟目をそれぞれ建てたのです。ですから追分の若草の町営アパート1棟16戸、元JRアパートだった所なのですが、そこには1棟2戸あって、その後ろにも建てられる用地は確保してありますから。そういったところはまずは震災の復旧復興が大事ということでそこはまず仮設住宅からの移転。そこがまず入るところの目標を立てながらこの3年間やってきましたので、今後全体的な様々な計画も動かしていきますし総合計画も今策定中ですが、そういった中で有効に町有地の後活用をどうしていくのか。また、町有地だけではなく町内に様々な空洞、空き地が増えてきた。そこをどう活用していくのか。また、町の土地においてもある程度複数区画がとれるような場所も複数箇所ありますから、そこをできれば民間の活力、後ほどの答弁にもかかってくるけれどもPPP方式ということで開発だったり、建物を民間で建てていただいて、そのままやっていく。また、その後町が譲り受けて完了していく。色々な方法が先進自治体でもう既に始まっていますから。そういった研究もしていますので、今高山議員がご心配いただいている町有地の有効活用また民間の土地の活性化というところも現在進めているところですので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 当然次のことは先もって計算して行動をとられるのは当然の話でして、私たち早来地区に住んでいる住民としては従来宅地であったところが今空き地になっていると、当然一等地なのですね、残っているところは。解体して残って平面の土地はこの居住地としては市街地の中で一番使いやすい、環境のいいところが残っている。これは皆さんに提供していく、もしくは違う方策があるのかもしれない。ただやっぱり見ていると民間でも今住宅地それぞれが購入して家を建てる方が徐々に増えてきたというところを見ていると、いつも言われるとおり早来地区には土地がないと。提供してもらえないこのシステムが悪いのか、どうもタイミング的に遅いのではないかと。宅地は購入したい時になればならない。でもなかなか探してもないというのが現状で、町もこの塩漬けにしてある公営住宅の跡地は使い勝手が一番いいので本来ならば早く売ってくれるとありがたいかなと、僕個人の考

え。逆に言うと今中学生が仮設住宅で校舎を建ててそこで勉強されているあの地域の土地などは宅地としては文教地区として非常に跡地としては環境が良いのかなと若干考えたり、これをできる限り駐車場にするのはできるだけ都市計画という非常に縛りのキツイこの地域ですから、できるだけ宅地に対する使い道というか、そういったところは嚴重に使ってもらいたいというのが私の希望ですがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） まさしく同じ考えです。我々も民間の土地の町が買って、そしてそこで当然インフラ整備に相当なお金が必要になってきますね。上水道、下水道、道路も何億と掛かっていくことでなかなか進んでいかなかったこれまでもあるのですが、そこをなるべく上下水道が既に完備されていて町が取得できた土地。そこをいかにしてこの学校、早来学園がスタートするタイミングに合わせて提供していくか。まさしく今やっている最中ですので、そこをまずは小規模、中規模のところを中心になってきますが、大規模のところも既に昨年から検討はしているのです。但し、また後ほど答弁に出てくるかもしれませんが、大がかりなことになっていくとそこが先になっていたり開発行為が伴ってきたり色んな課題もありますので、まずできることはスピーディにやっていきたいと思っていますので、小規模なところの住宅整備であったりそういったところを先行にやらせていただいて、大がかりのところについては若干時間がかかりますがけれども、そういった中で小中、長期的なことも含めて議員おっしゃっていただいたようなタイミングもやはり重要ですので。今我々は胆振東部地震から復旧が終わって復興そしてこの学校ができるタイミングも活かして今年度は社会人口増も何とか11月現在で23名ぐらい転入の方が転出を上回っているという状況も背景にあるわけですので、そういったところも含めながら情報発信もしていきますし、新たな起業家カレッジであったり移住ドラフト会議、様々なソフト事業展開も行っていきながらまちづくりを前に進めていきたいと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ありがとうございます。先に進む前に一生懸命お答えいただいて、こちらも質問しにくいなという環境になりまして。こちらも作戦をどう考えようかなといったところでありまして。町長がおっしゃるとおり私の考えと町長と行政がやっている今の進み方でいうと何か違いがあるわけではないので、当然まちづくりで人口を増やしていきたいという思いと住民

が安定したところに居住していただけるというこの発想はなんら変わらないと考えています。また、早来地区だけでなく先日遠浅地区の議員懇談会が開催されて住民の中からアイリス団地も満杯になったんだと、まだ他になのかと。作っていただければこの地域でも居住したいという方がいらっしやるということと言われて行政で何とかしてもらえないのでしょうかというお話をいただいていますけれども、こういったところ遠浅地区も町長のお考えでは先に進んでいただけるとご判断してよろしいのか確認させていただきます。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 遠浅地区アイリス団地があつて、これがコロナ禍、震災があつても完売したということで。今回早来学園が統合されるということの色々と課題であつたり、その地域の実情から言つて色々とし難しさはあつたわけですが、そこを乗り越えて学校統合もなるわけですので。ちょうど苫小牧市に隣接している地区でありますから、そういった意味で非常に苫小牧から通つている方が遠浅に仕事として通つている方も多くいらっしやいますし当然馬産地ということもあつたり、その地域実情でいけば多くの方ご承知かと思ひますけどコインランドリーができたり、まちづくりの中の必要なものが少しずつではありますが出来始めている。これは安平地区においても同様のことが言えるかもしれませんが、これから遠浅については学校の廃校の後利用を含めた地域別の地区別計画も作つていきたい。先行して安平では既にその地区別計画の策定に入つていますので自治会町内会、更には地域の方にも入つていただいて、その学校が廃校になつても地域が活性化していくと、そこが地域の方一番心配して我々も言われていましたので、そういったところもきちんと人員も配置しながら行つていきたいと思ひますし、一番4年前課題だつたのはインターネットの光の環境を整えていただきたいというのが多くの方に、若い世代に遠浅地区皆さんに言われましたので、そこは昨年の4月にクリアしましたので環境整備であつたり基盤整備はどうにかこの4年間進んできましたから、これからの4年間については地域の方が切望しているような施策についても当然検討していますし、実施に向けて色々施策を講じていきたいと思ひます。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 町長、誠にご答弁ありがとうございます。すみません。あの私（2）で学校閉校、これ先行されても非常に私も辛いところでして。

答弁は少なくても結構ですから順番通りよろしく申し上げます。

確かに先に言われてしまったので何とも言いようがないのですが、それぞれの地域でそれぞれの方々が色々な要望もされますし、当然私も町長と同じように町の発展のためにこの人口増という政策を何が何でもやらなければならないのが課題だろうと思っていますので。宅地を求めるのは公営住宅の跡地だけを言っているわけでは当然ないのでね。こういったところを皆さんの知恵を絞った中で新たな政策を打っていただければと考えていますのでよろしく申し上げます。

それでは（２）の方に進ませていただきたいと思います。閉校後の土地建物の活用について伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 既に町長の方から全体的な部分を通してのお話が、答弁が出たと思いますが。まずは閉校後の土地の部分ですが防災の観点から避難所の継続という形の有効利用が考えられますが、閉校後の土地、建物等の活用については現在までは案件が出てきてから各課ごとに協議して参りました。その中で時間等もかかる部分でこれらについては民間活用、公的活用など多様なご意見も色々あります。先ほど町長の方からオンラインの整備の部分そしてこの学校を企業で使いたいとか、こういう部分を文化的に使いたい場合はどうしたらいいのかというご意見も出てきて、個々の担当課で現在それは揉んでいました。ただ、今町長の方から高山議員との考え方が一致しているという部分もありますので町全体の課題として捉え、方針等の策定を関係各課連携により協議会を設置してルール化を図っていく考えです。まずはこれらに関わる部分として建設課、教育委員会、地区別計画等を策定している政策推進課を主に早い段階で設置し案件に応じ関係課を増やしていくことを考えている段階であり、現在は色々な所からのご意見等の情報収集をしているところです。これらの周知方法等についても現在検討しているところです。以上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ありがとうございます。軌道にしっかり乗せて次にいきたいと思っています。確かに閉校ということで期限をもってじっくり考えを進めてきたわけではなく突然この学校統合しようという形になって、学校の閉校なんて何も考えていませんでしたから当然学校がなくなるという計算をしていて作ってきている代物ではないのでね。急にこれ義務教育学校にします

よということに乗かってしまったよとなったら、どちらにしても閉校でこの学校は残る建物は残る土地も残るといふ地域それぞれの中で重要なところですから。ここから先、再利用をどうするか非常にデリケートな問題であることは事実だと思ふのですよ。それも短期間に決めたいのは当然あるでしょうけど、ある程度皆さんからご意見をたくさん聞かなければ行政側の都合というのも当然あるでしょうし、でも民間的にはこの地域の人たちにとってはここは今まで拠り所の一つですから、そういったところの観点からそういったものも配慮できるものがあるかどうかといったところがこれから先検討する中で出てくるかと思ふのですけど、そういったところの意見の集約というか収集というか、こういうところは丁寧にやっていると地域的には何か気持ち的に穏やかになれない部分も当然ありますので、そういったところのお考えをお聞きします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 地区別計画の考え方については当然ベースには合併協議の中で4地区の地域の計画があつて、特に早来や迫分の市街地が大きいところはさておき安平、遠浅については学校の統廃合問題を抜きにしても地域別計画を作つて地域の活性化策を展開していこうというのは私の1期目の公約にもありましたし今現在もあると。その中に今回の学校の統廃合問題が出てきて、そして来年度からそこが入ってくる。ですから、そうなってくるとやはり学校の後活用も地区別計画を作るのであれば大きな考え方、議論の中心となつてきますから、そういったところでやりだしたので、学校廃校問題はある種急だったわけですが、地域別を例えば安平でいけば先行してやっていきましょうと。瑞穂ダムのところから昔はどろんこ祭りがあそこにあつたり植栽があつたり、色んな形で地域全体で国道沿いだけではないオール安平地区の活性化策というものを議論してやってきた時代があるわけですね。そこをやはり視野に入れながら、更に安平小学校は地区の真ん中にある。公民館と隣接している、そういった条件が合えば当然富岡小学校のように企業が入っていますけれどもコミュニティ系が安平小学校の後には相応しいのではないかという考えは持っています。一方遠浅の方については市街地から相当離れていて公民館とは離れている。であれば企業だったり大きな所にとつていうような、でもそのルール化はまだ安平町はできていませんから今担当課の方で角田市であつたり京都市、そういった各市町で今みたいな学校の廃校の後利用であつたり、そのルール化を明確にしている自治体があるのですね。ですから先ほど申し上げたように市街地に近い場合はどうか、遠い場合はどうか、また町内の方が使いたい、町外から使いたい。企業もそうですね、町内地元の企業なのか町外なのか、色んな形の軸を作りながらルール化とい

うものをこれから参考資料があるわけですから、それをベースにしながらか安平町に当てはめてまずそのルール化をもとに今度は担当課が、今のところ教育委員会が当然学校ですから持ち物なのですが、それを施設グループに財産を移す。再度そこは活性化策が決まればまた担当課を決める。そういうやり方ではなく関係者全部集めて協議をしていきたいと思いますというのが先ほど副町長が答弁した組織体制の考え方ですので、今私が申し上げたような流れで既にスタートさせていますから、組織づくりは早急にやりますけれども、先進地の資料集めも既にやっていますので、そういった中で明らかになりながら安平にはもう議論、説明もスタートさせていますから。そういったところの成功事例を積み上げながら遠浅も時期を一部被ると思いますが、遠浅地区にも同じような形でまちづくりを動かしていきたい。そこには中心となってくるのは学校の後利用も入ってくるということです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ありがとうございます。今進んでいる状況、これからの作戦といったところは説明を受けたので、ぜひともこれから先長いですから良いものが次に受け継がれるようにしていただければというのが私の願いです。

続きましてそれでは3番目に行きます。閉鎖した施設の活用について伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 現在何も使用していない施設として本安平小学校、旭ふれあいの家、旧栄町保育園、旧遠浅保育園の4施設となります。これらの施設についても9月定例議会において米川議員からの一般質問でも答弁させていただきましたように、今後の財政状況を考慮しながら各自治会、町内会、農事組合などと協議を行いながら解体の検討を進めて参ります。尚、今後安平町行政改革プラン2022にもありますように公共施設の統廃合を進める予定ですし、施設の処分も発生することとなった場合には民間資本の活用等幅広く検討し、場合によっては解体処分となった際には財政状況を考慮しながら跡地利用を含め、なるべく経費のかからないよう検討して参ります。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 旧早来中学校の校舎については、被災した建造物として当初は本年度もしくは来年度に解体工事を行う予定がありましたが、想定以上に解体費の高騰、建設工事費の高騰が重なり町の一時的な負担が膨らみ過ぎましたので現時点では早くても7年度以降の対応になると考えています。更に解体費の高騰も懸念されることですが単費で3億近くの支出は難しいと判断しているところです。また、被災施設、被災した敷地は修復せずに閉鎖していますので利活用を望む意見もあるかとは思いますが、広大な土地ではありますが被災地の未復旧地で都市計画上では市街化調整区域ですので、活用案があっても限定されることは予想されることから教育委員会としては難しいとの判断を行っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） どちらもこちらも閉鎖してほぼ解体しないといけないという事実的な大体の施設がそういう状態に陥っているのかなと思います。当然解体という事業自体高価なもので非常に財政上負担がかかると。こんなものは目に見えていつも課題になっていることでありますから。誰かが請け負ってやってくれって、その土地やるから壊してくれって次のものを建ててくれって言うのが一番安いかと誰もが考える話なのだと思います。虫のいい話かもしれませんが。それでもビジネスになるかもしれない。しかしながら、この状態をずっとたくさん施設があるので、いっぺんにできるわけではないですが、総体的に見てここに今重複してとにかくお金かけて壊してしまっって、さっさと次の事業をやりましょうという大胆な計画って考えたことはないのでしょうか、お聞きします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 長寿命化計画を含めてそれぞれの公共施設がどれだけ耐用年数があって、いつのタイミングで改修工事を中規模、大規模でやっていかなければならないか。そこにどれだけコストがかかるかっていうのはシミュレートしてあります。ですからそういったものを含めて今日は質問ないと思いますけど、後段の方がいるのかな。あまり余計なことを言わないようにしますけれども、そういったこともあらゆることを10年後含めて考えながら施設の解体、解体するのであれば例えば町の町有林を切る時もバラバラ毎年同じようなことをやるのであれば集中して一気にやった方がコストが下がりますよね。そういった観点から解体する工事も、できればコストを一

緒にやることによって課は別々なのですが、そこをいつも施設グループには迷惑かけているのですが、そういった大きな自分のものではない所管が他の部局にあったとしても一緒に何かやっていったらどうなるのかっていう計画を現在後期計画の作文だけではなく実施計画も3か年ではなく総合計画の後期計画の4か年に合わせて実施計画も作っておりますので、その中でそういった考え方、解体だけではなく様々な事業、300超えると思いますけれども色んな議論を7月、8月以降ずっとやってきましたから、そういった中で今高山議員がおっしゃったようなことも大胆な発想も含めて考えはあります。但し現実問題、財政的な問題で今予測がなかなかできにくい物価高騰、資材高騰様々な要因が今ある。それが例えば来年、再来年の計算も非常にしにくい時でもありますので、そこは見極めなければならない時期なのかなと今年は思いますけれども、ただプランづくりはしていますので事業内容については今後議会の皆さん方にご説明をさせていただく場がありますので、その中で詳細ご質問いただければと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 非常にここから先は険しい道だなと。やればなんとかなるんだろうという希望を持って次に向かっていただければと思っています。プランを考えるまではいいのですが結果的にはお金の問題はかなりつきまるとして、最初からお金があれば何とでもなる話なのですが当然ないので、ないにはどうしたらいいかの知恵絞りであろうかと思っています。当然それは皆さんウチの役所の総合力またはもしくは他の知恵を借りながら十分先に進められるようお願いしたいと思っています。

先ほど言われた旧中学校の校舎の解体の件について。これは私議員でございませぬのでわからなかったのですが、この単費で7年度以降というのは3億もかかるという話なかなか聞いたことがない。まして最初に校舎を建てると言われた時には解体を含めた総合計額の費用だということだけは知っています。でもこれだけ後に付け替えられて、また金額が高いので7年度以降というこの非常にアバウトな持って行き方をされている、これはちょっと私にとっては不可解な話なのですがいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） ここまでの経過においては今回の建設事業をするにあたって解体も含めての計画があがっていたところでしたが、当初見積もった解体費を実際校舎だけで全体総額を超えてしまうような形になりました

ので、こういった流れになったことはご理解いただければと思います。体育館だけでも雪で潰れて先に手当てをいたしましたけれども、全体を考えれば4億もという感じの事業費に膨れ上がったのは当初からの想定外なところでした。それで実際に、これもある意味建設費の補助費内の考え方の内容なのですが、結論から言うとこれも補助の考え方というのがこの壊すものに対して、建てるものに対してというよりかは今回全体の建物の一つの補助の範囲内でこれが収まるようにという考え方のものでありますから、結論から言うとほぼほぼ解体費に関しては補助費がつかないのが現実的なところで、この補助率の低さの難点だったのかも一つの要因でしたが、確かに7年度以降のというところもアバウトな計画ではないかと表現する部分もわかるところもあるのですが、他の学校事業だけではなく他の町の全体の予算も考えた上で、こういったような時期であればどうにか工面が付くだろうというその辺もアバウト感はありますが、そういったところで先程来説明した他の解体も含めて順次計画的にやっていきたいのが町の方針として出されましたので、私たちの方ではこういったお話をさせていただいているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 震災からの復旧の中で優先順位が当然高いものからあるわけです。学校をまずは再建して建てていく、そこが一番重要だと思っています。解体費が、解体工事については当然早来小学校はそこにグラウンド整備もしていくわけですからそこは待たなしでこれから行っていくわけですが、震災直後言っていた解体事業費、これを今、永桶次長が答弁したとおり雪の関係で体育館だけは先行してやらせていただいた。ただ、それが残っている解体事業をどれだけ急ぐのか。やっぱり3か年事業、4か年事業を今は組み立てていますが当然財政を均等に4か年分けていく。また、国費が入る、道費が入る、借金もできる。そういった中で事業を積み上げていくと、この中学校の解体工事をする事で町民の方のためになる順位からいくと、どうしても優先度が低くなって先送りの事業に該当してくるので。ですから町が優先する事業がほぼ終わったタイミングになるのか、また、こういった廃校は震災だけではなく色々な自治体で学校の統廃合が起こっていますから、そういった解体がこれ全国の問題として既に出ていますし、これからも出てくると思います。そういった情報もやはり睨みながら場合によっては要望活動もしていかなるを得ないかもしれませんけれども、町の負担が極力減るような努力も行っていきながらまずは復旧復興、そして町の先ほど前段もあつたような移住定住といったところに人を何とか来ていただく方の政策展開を行って行って、そして順位としては低い評価をさせていただいていますが、その解体については先ほど前段申し上げた様々なことをクリアして財

政的な目処も付いた段階で対応していきたいなど。町民がそこで今困って対応しなければならぬ切羽詰まった案件ではないと理解をして、私の方で指示を7年度以降とさせていただきます。担当課の方から当然早くやるべきだと毎年上がってくるわけです。それを先送りしている判断は私がやっているということです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） まあ確かに2通りの考え方が、直ぐやらなければならないという考え方と、もっとこんなのは先延ばしにしたらいというお話です。でも先ほど私が述べたようにこの学校を作るのに計画的にこうだという説明の中では解体も含めてということを書いてこの事業を行って、補助事業が少なく解体の費用が出てくる部分が少なかったと書いていうこの言い訳じみたお話になるとちょっと違うのかなと。僕らはこの事業をやるためにこういうセットでやりますよというお話を聞いていたように感じています。解体も含めて総額いくらですというお話をされていたのではないかなという感じを持っていましたので、それをただただ経済的にできなくなった、単費で3億円使えと言っているけど、ここから先延ばしたらもっと上がるかもしれない、当然。今の景気で言ってこれで収まるという、安くなる保証なんてないですから、逆にいうと上がっていく可能性の方がはるかに高くなってくると思います。これはこれだから順位は私が決めましたよって言った時にはちゃんとこの説明をもうちょっとちゃんと皆さんに、町民に対して告げるべきなのではないかと思っています。正直言ってやるなら全部綺麗になって全部できました、学校もできました、解体も終わりました、これでこの事業全部終わりましたというような表現をしていただけるものだと私は思っていましたから、それが予算がなくなってこの分は次回しにしましょうという話になった時には皆さんにご理解いただくだけの説明をしっかりとしなければ町民としてなかなかこれで残るのよってという話になるのではないのでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 単純に予算がなくなったということではなく、当然先ほど答弁させていただいた中にも総額がこれぐらいかかっていく、そしてこの校舎もこうだ。全体事業の中で当然解体はセットに入ってくるわけですし、そこの試算はしていたわけです。そういった中で、進めていく中でこの学校の解体工事を当然財源的には基金もあつたり、そういったことを取

り崩してできなかったことではなかったと思います。例えば合併特例債も活用できるというタイミングがあったと思う。ただそれも他の方がより優先順位が高いのではないかと。ですから最初に説明したことがそのとおり行くのがベストというのはわかりますが、それ以外にも様々な案件が出て、それを講じていかざるを得ない、それを対策することが安平町のまちづくりにとって更に良い効果を生んでいくということであればそちらの方の事業を前倒ししてでもやっていかなければならないと思うわけです。ですから最終的に全て解体も終われば我々もすっきりしますしカタもつきますから。あそこを残すことによって、後段ですがあれを何か意向として残すだとか、そんな話もアイデアとしては出てきたり、そんなこともありました。でもなかなかそこも難しい。倉庫代わりとしては何か使えるのではないかとということもありましたが、そこも安全性の面から難しいのではないかとということで、全てそこは今の段階では消えていっておりますので。どうしても町民の方も議会含めて早急にあそこは町の単費を使ってでも解体すべきということが優先順位の中で、先ほど申し上げた実施計画で様々なわけですね。そういった中で令和7年度においてこの解体の事業も令和5年度6年度にすべきだということが出てくるのであれば、そこは再度また考えを、検討を更にしていかなければならないと思いますけれども、私としてはそれ以上に早め早めにやっていかなければならないものが数多く事業としてあると。新規事業としてあげている事業も出てきていますので、そういった中で町民の方にもご理解いただけるのではないかと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） まあ進めないといけない事業を先にやりたいというのは誰だって同じことですから。当然後回しにするなんてのはちょっと心苦しいというか重たいと、責任は重たくなっているわけですから当然。考え方は一緒ですよ、僕らも先に進みたいのが現実ですから。復興が終わったのだから次に進みましょうという話になってしまうわけですけど、現実に残っているものを処理していかなければならないということもこれも現実です。だから当然この順位というのは僕が順位をこだわる意味ではなくて、お約束したところの流れで言うと、やり方として7年度以降になってしまうとちょっと何か本当にこんなことしておいていいのかなと。今聞いてドキッとしたのです。1、2年ずらして何とかしますというならわかるのだけど7年度以降と書かれてしまうと、ちょっと待てよ僕の任期でこれ大丈夫なのですかって話になってしまいますからね。そういったところは責任を持った形でやっていかないといけないのではないかなと。言い出しっぺはちゃんと最後まで言い出したことの責任を取らなければなりません。そういったところはも

っとしっかりやっていただければと思って次に参ります。
その他の町有地の活用について伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 町有地の活用についてですが早来市街地、特に早来北進地区には未整備状態の広い町有地があります。町としてもこちらの土地を何とか有効利用したく検討を行っているところです。例えば公共工事で発生する良質な残土の置き場とし、将来的に地盤のかさ上げを行い住宅団地にする、または工業用地にするなどがありますが、この早来北進地区の仮設住宅を建設したところやニタッポロ川を挟んだ国道側のところは宅地として利用するには土地を整備しなければならないことから開発行為の手続きを行わなければならないところになります。開発行為を行うこととなった場合には開発行為対象地の水処理問題が発生します。早来北進のこの土地には先ほど申したニタッポロ川が隣接しており水処理はニタッポロ川と想定され水処理にかかる河川構造物を設置しなければならないため、かなりの事業費が想定されます。この辺の事業費を考慮しますと今すぐにこの土地の利用について実施することは難しくもう少し時間が必要と考えています。その他行政と民間が連携した官民連携手法のPPP、PFIなどを通じて民間の創意工夫等を活用した地域経済の活性化や行政の効率化につなげるなどを含め今後も検討していきたいと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 早来地区のその北進地区で町有地ということで、前町長が取得したもので住宅団地を想定したなかでの購入であるとおっしゃっていたような気がするのですが、その辺について確認をしたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 仮設住宅が建っていた場所のことですよね。一応私もそういった住宅の建設用地として将来的にといいことで承知しています。いいですか。それぐらいでいいですか。

○10番（高山正人君） はい、いいです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 多分私もそう思って聞いていたのです。だから、いずれこの土地は住宅団地として造成をされるのだなと考えていました。先ほども言いましたけど都市計画を使っているんで建てる場所が本当にはないのです。皆はこの土地を求めているのだけど、どうしても造成していないのでなかなか買えない。ようやくたどり着いて民間の土地を購入して住宅を建てている人が何件か今もいらっしゃいますけれども。結果的には住宅地は求めている、栄町の公営住宅跡地はあつという間に町内としては割と簡単に売れちゃった。その前のゆきだるま団地も意外と早く売れちゃった。実に土地利用からすると住宅地が求められているってことが以前からずっとありますから。当然街中に空き地があるからこれを住宅地にしたいという人も当然酌みした上で何とかしていかないと、できるのではないかなと。確かに開発費用がかかる。でもあそこが一番見やすい場所であり住宅団地としては割とすっきりした形で仕上がるのかなと。かさ上げしないといけないとか色んな設備をそこに貼り付けないとならないと行政側がたくさんお金を投じないといけないということで非常にこの後ろ向きになる、お金がかかるので後ろ向きになるのですけど。でも行政側がそこを押し付けていかない限りあの土地の再利用はなかなか難しいのではないかと私はそう考えますけどいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 我々も昨年からの場所については早来学園からも本当に近い場所です。今はだしの広場でサッカーの練習だったり大会があってその駐車場として利用されていますけれども、その駐車場の車を例えば仮設校舎が建っている場所で利用していただくとか、違う所に回せば十分活用も可能ではないかと考えていました。実際そこで仮に何区画ぐらいとれるかの試算も一つの1区画で何十坪、これぐらいの販売でどうだということも先進自治体の単価も参考にしながら試算もしました。それは今のベースのところからやった場合なのですが。やっぱり高さの問題だったり今前段で申し上げたニタッポロ川に隣接している水処理、そういったところを昨年配布したハザードマップの見直しだったり、浸水想定防災観点からそれは多分10年前からとかそこまではなかったと思いますが、今そういったところが非常に厳しく見なければならぬ中で、そこでの水処理対策だったり相当な金額がかかってくる。だから諦めるということではなく1番目の時にも申し上げましたが小規模、中規模、安平町でいけば大規模になります、そういったところも視野にいれていきながら、方法は色々ありますよ。例えば残土をそこに運搬して若干時間をかけながらもお金をかけないで地面の高さを高く

していくことも方法としてはあるし議論もさせていただいていますので、あそこは決して諦めている場所ではありませんし、それ以外にも民間の方の所有地ですけれどもいくつかそういった土地がありますので土地利用の全体の中で考えていかなければならないと思っています。それは早来だけではなく先ほど前段お話があった遠浅、追分、安平も含めてそれぞれの住宅をいかにして宅地を増していくかが課題になって、去年一昨年民間のアパートの建設助成をやったのですがタイミングが一番悪い時期で物価高騰等でなかなか支援策だけではアパートを以前みたいに建てていくところまでの要因にはなっていなかったこともありますので、今住宅を建てる方も結構部材費が上がってくるので厳しい部分もありますが、そういった中であっても需要があるわけですので、町としては繰り返しになりますけれども近い所から空洞になっている所をまず埋めて、そして市街地形成をきちんとしていく。更には立地適正化計画、計画の市町村マスタープラン、来年度に向けて今準備を進めていますけれども、そういった中では当然街中の居住の快適さ、公共交通、医療・福祉、更には商業等のコンパクトにまとまった都市計画だったりマスタープラン、そこが立地適正化計画の中では考え方がまとめられていますので、そういったことも当然視野に入れて、そこは先行してやらせていただいていますけれども全体的な最終的なプランができあがった時に今高山議員がご質問いただいたところも考え方的には盛り込んだ中で計画ベースの整理をしていきたいなと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私今までほとんどが住宅地のことを喋っていたのかなと思っています。ただ、もう一つテーマがあるかと思っています。私どもの工業団地。先日北町の団地も企業が進出し、地区的には工業団地が完売しているので何もない状態。でも現実的には住宅があり工業施設があり、こういったものの幅を広げた中で計画は当然されていると思う。人口減少が続いている以上は色々な産業がわが町に来ていただいて職場として扱われるような場所が増えていくということが一番町の安定した発展につながっていくのではないかなと思うのですが。ウチにある町有地以外にも何かあればできる限り町の発展を考えれば誘致という、団地という、工業という経済的なものをもうちょっとしっかり持っていかなければいけないと思うのですがいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問ですが議員がおっしゃったとおり、そのとおりだと思っています。我々も工業団地が北町完売する前から次の戦略ということで企業誘致するという事は移住政策、人口増加に大変寄与するという事で合併した後も4地区こういった場所でそういったものができるかも検討させていただいたところですが、近年企業様からのニーズが工業団地というよりも色んなオーダーメイドが最近多いなというところがありまして、その企業様のオーダーによって色んな地区を分けながら対応させていただいて当然企業誘致につながったケースもいくつかあります。

もう一つ、私どもの町は遠浅に苦東の土地が約30ヘクタールが未開発で残っています。苦東の3期計画がありましてその計画の中でも遠浅地区は重要な位置づけで戦略的にもそこを誘致していこうという計画がありますので、私どもとしては新たな団地を検討するところも大変必要なのですが、苦東様と一緒にいながらその30ヘクタールをしっかりと誘致していく、そういった考え方で進めていきたいということで一旦大きな考え方もあったのですが、共同でそういった進め方もしつつ、企業様のオーダーによって色んな地区ごとに適地を考えていきたいと思っています。

あと企業誘致も大変必要な視点ではあるのですが、今立地いただいている企業、特に春雪さぶ一さんを見ていただきますと新しい事業を加えることで会社の規模を大きくしていく。そういった事業の展開をいただいている企業様もありますので。今この時期ではありますが2つ、3つ今立地いただいた企業様も次の計画も時期が今こうした時期ですので、進んでいないものはありますが計画をしっかりと作る時にしっかりとサポートできる町の体制も作っていきながら今後もそういった考え方のもとで進めていきたいと考えています。以上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ありがとうございます。戦略的なことがあるのでなかなかこんなのは表に出すとか色んな話が進められるということでは当然ございません。それはわかっていますので、ぜひともウチの町が発展していく上でこういう施設、工業でなくても町民が勤務できるような職場といったような環境に何とかつながる政策を打っていただけると、まあこの問題はまた後別な形で一般質問させていただきますので、本日はここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（多田政拓君） 以上で10番高山正人議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで3時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。4番鳥越真由美議員の一般質問を許します。

【通告No.4 4番 鳥越 真由美】

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 4番鳥越です。議長、お願いがあります。この時間は通告した一般質問の私の時間ではありますが、本年6月定例議会において、小笠原議員の意見案に対する私の反対討論発言の根拠を明確にということと、明らかに虚偽の発言であると議長に対し提出議員の小笠原直治議員、内藤圭子議員、意見書案要請者の安平地区連合会会長向山弘一様から真意を求められた件に関しての発言の許可を願います。

○議長（多田政拓君） どうぞ。

○4番（鳥越真由美君） はい、ありがとうございます。この件において議長、事務局長在席の場で小笠原議員に説明させていただきましたが、結果として任期中に公の場である私の一般質問の時間の中での謝罪を求められましたのでこのような時間をいただきました。議場及びあびらチャンネルにて傍聴されている町民の皆様には突然の発言をお許しく下さい。

まずは今回の発言に至りました件を説明する上で7月7日に議長に寄せられた書面を朗読させていただきます。安平町議会議長多田政拓様、意見案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率1/2への復元30人以下学級等教育予算確保拡充と就学補助の実現に向けた意見書案の反対討論発言について下記の内容で真意を求めます。記、令和2年4月から新しい給付奨学金、授業料減免制度が始まり世帯収入によって支援を受けられる額が変わり、年収目安は第一区分、住民税非課税世帯270万、第二区分300万、第三区分380万円となっています。連合北海道としては奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学、就学を断念する子どもが増加しており、そ

の解消に向けて各地域の連合に紹介議員を経て、各議会での意見書採択を要請していたところです。議事録では鳥越議員の反対の根拠として奨学金給付型は年収 200 万円ぐらいあると対象にならない家庭がほとんどです。そういう偏ったものではなくて、きちんと国が教育、子育てに対してもっと予算をかけるべきだと抜本的にかけるべきだと思っていますので、奨学金制度の拡大を求めるこの意見書が安平町議会として提出することは反対しますと述べられています。1、賛成反対は議員の考え方でありますから疑義を質すものではありませんが、反対の根拠として奨学金給付型は年収 200 万円あると対象にならない家庭がほとんどですと述べられています。その根拠は何をもって年収 200 万なのか明確にしていきたい。2、私たちの判断は明らかに虚偽の発言をしたと受け止めています。安平町の決議機関である議会で虚偽発言がまかり通ることが許されるものではありません。虚偽発言が町民に与える影響は計り知れないものがあります。安平町議会の資質が問われています。議会においてこの虚偽発言について議論をされ、その結果を町民に知らしめていただきたい。提出議員小笠原直治、賛同議員内藤圭子、意見書案要請者安平地区連合会会長向山弘一様。

意見書案に対する私の反対意見の根拠としては、給付型はおろか団体によっては貸付の相談の段階で本人及び保護者の話がきちんと伝わらないことにより、進学を希望しながらも断念せざるを得ないとの当事者たちからの声を聞くものとしての思いがありました。現在の救済措置のない貸付による奨学金は国であれ民間であれ借金を抱えることとなります。そもそも国においての子育て、教育、若者支援に対する予算配分には問題があると思っています。保護者の経済的な問題は子どもたちには何一つ責任はありません。私は子どもたちの育ちへの責任と社会に出るまでの保障は国が担うべきと考えています。以上が私の反対意見の根拠となるものでした。

しかし、私の曖昧な表現により、長い間ご努力を続けてこられた小笠原議員はもとより、賛同者の内藤圭子議員、意見書案要請者である安平地区連合会会長向山弘一様に対し、大変ご不快な思いをさせてしまい申し訳ないと思っています。小笠原議員のご指摘のとおり私は長い間議員をさせていただいているにも関わらず、全く勉強が足りないと反省しています。私はこれまでの議員活動の中で議場での発言はもとより、町民の皆様をはじめ子どもたち、他の誰であれ、どのような場面であれ、相手に対し尊敬の念を忘れないようにと努めて参りました。それでも自分の言葉によって不快な思いをされた方がいたことや、先週 12 月 14 日の新聞に掲載されていた恵庭市の議員の発言による職員の休職問題とされる記事にあるように、近年の傾向や風潮として相手に対し怒鳴って責めることを自制できない方々も一部にはおられ、自分自身も何度かそのような場面に遭遇し心のコントロールを余儀なくされた経験を忘れてはいけないと痛感しました。今後におきましては議員という立場を勘違いせず、今ここにいる説明員の方々をはじめとする怒鳴られても言い

返すことが難しい立場の方に対しても暴言や揶揄するなど威圧的にならないことはもちろんのこと、発言の内容、表現方法にはこれまで以上に気をつけ、より一層努力して参ります。この度は小笠原直治議員、内藤圭子議員、安平地区連合会会長向山弘一様、誠に申し訳ございませんでした。心よりお詫び申し上げます。また、このような機会を与えていただきましたこと感謝申し上げます。議長、議場におられる皆様、あびらチャンネルをご視聴の皆様、お時間をいただきありがとうございました。では一般質問に入らせていただきます。

○議長（多田政拓君） はい、どうぞ。

○4番（鳥越真由美君） 私は子育て世代の移住促進をもっと魅力化するためにはということで質問をまず1件目としてさせていただきました。令和4年度町政執行方針において、町長の公約が第2次安平町総合計画に基づいて述べられています。主要施策の冒頭に子育て、教育、子どもが飛躍する環境を整えますとあります。取り組みについては広報紙等や町政懇談会等で丁寧に周知されており、民間の関心も高いと感じています。しかし、最近その中心であるはずの子どもたちの中にはコロナ禍などの影響を大きく受けている部分があるのではないかと心配しています。また、不安を抱える保護者も増えているように思います。安平町は子育て世代の移住促進を進めています。そのため様々な取り組みを展開しています。魅力化の一つとして病児病後児保育の環境整備や放課後児童デイサービス事業の側面的な支援を行うことも明記されています。これまでも折に触れて子どもたちをとりまく現状や対応をお聞きしてきました。今回は今後の支援策と合わせ今いる子どもたち、保護者を中心にこれから移住してくる子育て世代が不安を抱える場合の対応を学校と連携して取り組むことが重要ではないかと考え次について伺います。

1つ目、現状の確認をさせていただきます。4つまとめて①から④までです。質問させていただきます。2019年以前と比較し不登校と認定されている状況をお知らせください。2番として不登校と認定されていないが休みがちな児童生徒の状況をお知らせください。3番、子どもたちへの対応方法を教えてください。4番目保護者からの相談状況をお知らせください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まず①ですが、2019年以前と比較すると現在町内の学校では全体で6名、当時は4名でしたので人数ベースでは2人ほど増加しています。但し、児童生徒数に占める比率は0.8%から1.3%に0.5ポイントほど増加しています。

続いて不登校と認定されていないが休みがちな児童生徒の状況としては、

こちらは病気欠席や自己欠席、更にコロナウイルスの不安などの何らかの理由がはっきりしたものとしての数で16名となっています。

③は、それら子どもたちへの対応方法として問題の解決のための原因解明のため、保護者とのやりとりを継続し状況に応じた対応を行っております。現在は学びの保障を行える範囲でオンライン事業への参加などの対応をとっています。

4番目の保護者からの相談状況はということですが、先ほどの対応方法は基本的に学校側から働きかけて対応している内容ですが、保護者側からも家庭内では様子を毎日細かく報告してきて対応を相談してくケースもあります。但し、中にはなかなか保護者側とのやりとりもできないケースもあるようですが定期的な対応を行っていることが通常の対応となっています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 1つ目として0.8から1.3%に増加したと、微増ではあります。ただ、それをどう委員会の方では分析しているのかなということと2番目の理由のはっきりした者は16名となっておりますという以外には本当にいないのか。例えば1日休んでまた来ました、2日休んでまた来ましたみたいな。見受けられる場面でも普通に学校に行っていたような子が今日はどうしたのと言ったら子どもたちもちょっと言いあぐねるみたいな、休む理由を言いあぐねるみたいなところもあったりして、子どもたちもはっきりした理由はわからないけどあの子時々休むんだよねみたいな。周りの子の認識があるのではないかと思っております。そういう理由のはっきりしているものは16名だけれども、他の部分についてどう分析しているのかお知らせください。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） この長期欠席もしくは不登校に関しては非常に私自身も関心が高いというか、きちんと受け止めなければならない部分だと思っておりますので、毎月初めに先月末までの長期欠席の報告が教頭の方から教育委員会になされているわけですが、その詳細については私は毎月きちんと資料化しております。今のお話ですと微増ではあるけれども他の部分でということだったのですけれども、先ほど申し上げた16名の内訳をお話しますと、まずは病気欠席と認められる生徒は8名います、16名中。それから不登校の定義ということで年間30日以上の日数になっていますが、先ほど鳥越議員さんがおっしゃられたとおり何日間か休んでまたしばらく来たりということも

実際にあるのですよね。30日未満ではあるけれどもそういう傾向があった子が4名います。それからコロナ禍の状況もあって、これは一つの家庭なのですが兄弟が多いこともあって学校に行かせられないというような判断で登校を控えている方が4名いらっしゃいます。合計で16名となっていて、他には一応2名それに近いかなと思われる児童生徒さんがいたのですが、かなり早い段階で解消されていると判断できる、その後一切休んでいないお子さんもいらっしゃいますので、その2名についてはあえて16名プラス2とは考えていませんでした。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 子どもたちの現状はそういうふうになっているのだなとわかりました。保護者からの相談状況で、先ほど次長からは学校側から基本的には働きかけて対応しているという内容だということで、家庭からは全く相談が学校を通して教育委員会にとか無いものなのかっていうところが心配なのですがいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 保護者とのやりとりの中でどういったものが原因かということでご家庭の方からお話をいただくこと、それが学校の活動の中で何かストレス的なものがあってなのかを踏まえて、例えばカウンセラーの要請を受けて、そのカウンセラーのお話を聞いた中で学校の先生とお子さんの向き合い方、ご家庭の親とお子さんの向き合い方とか、そういった面も含めて適切な意見を聞いて、中には学校にも来ない理由としてなかなか見つけられなかったのですけれども、なかなか行きにくいとかで当初はお母様方とかが積極的に働きかけたことよりかむしろ少し距離を置いてみた方がいいですよとか、例えばの例ですからそういったケースは過去にあったのでそういったような対応はさせていただいていますので、あくまでも学校がという中ではきちんと状況に応じて教育委員会がカウンセラーの要請も含めて対応しているという意味合いで捉えていただければと思います。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 例えば一般的には一人の子どもが学校に行きます、休みがちなのですっていう。例えば兄弟全体が休みがちとか、そういうことは

ないのか。この子は行っているけれども、この上なり下なりその子は行っていないとか、そういう一つの家庭に複数の児童生徒がいた場合どういう状況になっているのか教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） これも一つのケース的なもので長期化していないので問題とかにはなっていないのですが、俗に言われているようなヤングケアラーとは言いにくい、近いようなところで、上のお子さんが下の妹なり弟なりを見るのに若干学校の行かない日があるとか、そういった原因が若干あって、そういう相談が学校側からではなくてウチの福祉サイドから来るようなケースだとか無いわけではありません。ただ、それが継続して不登校につながっているかとなると今のところはご家庭にもそういう場合には入りまして、きちんと対応をとらせていただいているので、今のこの数字の中では具体的にはあがってきていないのかなと思います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） きっと私とその部分を聞きたいと思ってそのことを答えたのだと思うのですが。他に例えば兄弟姉妹で全員休んでいるみたいなご家庭は無いのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） そのパターンは多分先ほどのコロナに不安を感じるケースの部分かなと思いますので、他は私も見た記憶では確か無いかなと思いました。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） わかりました。

では次に進みます。現在までの対応として不登校などへの対応をお聞きします。①から③までですね、いっぺんにお聞きします。

教育現場での対応をお知らせください。

それから教育委員会から懸念されるようなご意見がなかったのか。

それから3番目として行政としての対応や現場との連携はどのようになっていますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 若干先ほどの説明とも被るところがあるのですが、まず教育現場の対応としては、できる範囲でオンライン授業の参加など興味のあるものだけの例えば通学など、参加など強い対応で登校させるという手段をとるのではなくて、個々の登校しやすい環境をまず提供して対応している方法になっています。

教育委員会の委員さんからのお話なのですが、私たちある程度の情報の意見というのは今日お話するような内容のものと同等的なものなので、特に問題性のある事例が無くて対応が問題化している事例の報告が無いということで懸念する意見は特に無いのですが、その内容が多様化している事例が多い部分に対しての難しさが増してきていることの認識は持っていていただいているところは伝わっているようです。

行政としての対応や現場との連携としては、先ほど説明した毎月長期欠席者の状況報告は翌月には必ず各校から報告を受けていまして、それに基づいて胆振の教育局の方にも報告しています。ですからケースの把握は必ず行っていますので、仮に問題事由の恐れがある場合などにおいては一定期間を見て即座に情報を得て対応を取っていることもありますし、局からの指導もあります。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 若干補足させていただきますが、2019年10月25日付で文科省の方から不登校児童生徒に対する支援のあり方についてという通知が出ています。ご存知だと思いますけれども1992年に文科省から出された通知以降4本の通知がその1本の通知によって廃止になったのですが、それまで登校拒否という言葉が使われていたこともあって。要は元々の考え方は学校に来るのが良いことで来られないというのはダメなことというような、要は目的が学校に来ることという捉え方をされることが多かったのですが、今はそうではないという考え方にまず国が変わったことを受け止めている保護者の方々も多いのかなと思います。ですから無理に学校に行きなさいという言い方ではなく、お子さんの様子を理解しながらきちんとした距離感をもって冷静な対応をしていただいている保護者の方々も多くなっているのかなと。そのことによって、この対応にもまた結び付いているのかなと

思います。また一つの事例として昨年度の実績ですが、今全日制普通科は当然7割程度は高校生としては圧倒的に多い数字なのですが、通信制過程の高校を選ばれる高校生が既に21万人を超えているということで、やはりオンラインとかによって自宅で授業ができる、人との関わりがなくても自分を高められるんだと、自主的に主体性をもって社会性や何かも身につけられるという考え方を持っているお子さんも増えているということが低年齢化している状況も見られているのかなと捉えています。先ほど申し上げた10月25日付けの通知の中で児童生徒理解支援シートというものが文科省から一つのモデルとして示されています。安平町内の小中学校の教頭先生方もそれをうまく様式をある程度の実態に合わせる形で作り変えたものを報告の時に添付してくださっている方もいらっしゃるのですよね。それを見ていると学校現場としてきちんと一人の担任がそれを全部受け持つというのではなくて、組織的、計画的に子どもたちを理解して支援していけるような取り組みを学校として行っている。そのことも保護者の方々にも伝えて理解していただいている状況にあるのかなと考えています。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） まず一つは教育委員会からのご意見がありますかという部分ですが。今私がお聞きした何点かでも問題意識が例えば認定されるされないのも不登校だったりもあるので、そこは報告しなくてもいいかと、報告されないと委員さんは知らないということがすごくあるのではないかと思います。例えば学校運営協議会みたいなのに入っている方も被っている方もいるのかなと思うので、そこから上がってくるような資料とか数は見られると思うのですが、大変だと思うのですが細かいことを責任ある方々でするので、きちんと報告を私はされた方がいいのかなと思って、その部分でそういうことがなければやっぱり問題提起もできづらいというのがあると思います。それで今後どうするかが一つと。それから、まずそれをお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今までの対応からすると規模的なこともあって、あまり具体的なはっきりとした内容ではお示ししていない中のご報告させていただいているところです。ただ、今例えば他の部分も資料はその会議のみに配布して、後で回収するというような形であくまでも事例検討という形をとる方法はできるのかなという感じもします。そういった部分含めてもう少しこういう内容のものをきちんとした対応で取り組んでいければなど

思っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 先ほど教育長もおっしゃられたように、私は子どもたちは学校に行くのが全てではないと思っています。命がまず大事。本人たちが元気なのが大事というところが大切かなど。ただ、今学校に行っている子どもたちが休みがちになるというのは、そこは何か問題があるのではないかなど。その場合、誰に相談できているのだろうかその保護者さんたちはと。移住という部分をフォーカスすればなかなかお友達にもしづらいとか、学校にできているのかと言ったらあまりないみたいな感じなので、委員会に言うところちょっと特別、大げさだねみたいになってしまう場合、どうして言ってあげたらいいのだろうかとすごくありまして、そういう部分について話し合いつて考えたことがあるのか、なされたことがあるのかをお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 実際にどうぞという形で受けているわけではないですけど、中にはやはりお子さん同士の問題とそれに付随して保護者同士の問題の形の中で実際に教育委員会の方に、現在指導主事も配置されましたので、ある意味あくまでも客観的な判断を求めるような形の中でご相談を受けているケースは実際にはありますので、そういったものも含めてこれまでの学校だけで対応するようなどころのある意味偏りがあってはならないところもきちんとした体制の中で受け止めていることができているのかなと思いますので。ただ、今鳥越さんがおっしゃったとおりに教育委員会に直接かけるのは敷居が高いみたいなどころがあるかと思うので、決してそういう部分もないので、難しい話ですがもし不安な点があるなら教育委員会にでも確認してみてもよというのもちょっと変ですね。ちょっと何かそういうあれでもいいのかなとは思っていますので、一応そういう体制にはなっているなど思っていますので、ご承知いただければと思います。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 若干補足しますが、補足になるかどうかあれですが、鳥越議員さんからの一般質問の趣旨の中にも不安を抱える場合の対応、学校と連携して取り組むことがという書かれ方をされていますが、連携すべき場

所というか例えばフリースクールだったり、教育支援センターであったり、スクールカウンセラーであったり、道教委だったりとか色々民間も含めて多岐にわたっていますので、その辺りについてやはり学校現場から保護者が安心できるようなところを選択できますよという形で示してやるのは大事なことはないかなと思っていますし、そのことについて学校は十分認識していると捉えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 文科省から不登校児童生徒への支援のあり方について検討する不登校に関する調査研究協力者会議というのがあったと思うのです。そこにおいて今後重点的に実施すべき施策の方向性についての報告書がまとめられたので各都道府県に通知されたとされています。その中で学校内の居場所づくりとかフリースクール、先ほど教育長もおっしゃられた。民間団体との連携もありますけれども、それは道教委から通達みたいなのはありましたか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 同等のものがあると思う、来ています。はい。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） じゃあまずそれは了解しました。

次に移ります、次は3番目ですね。現在の対応と今後についてということで、教育現場は個々の事例に対し対応できる状況にあるかということと、2番目行政としての考え方をお知らせください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほどから教育長もかなり詳しくお話させていただいたので、1番としては色々なケースはありますが対応はできているというご回答になるのかなと思っています。

行政としての考え方としては学校現場の問題、家庭の問題、児童生徒の問題とマニュアルどおりに対応できるものではありませんので状況に応じた対

応は行っております。よって不登校事由の分析や解決のためにカウンセラー等に要請して対応することや家庭環境の問題において起因する場合は、町の健康福祉課の子ども家庭総合支援との連携など状況に応じて適切な対応を行っていますし、課題と思われる事案については客観的に重症事案と判断されるものは教育局からの紹介や指導助言も行われていますので、見過ごすような事案は今のところおきない形だと思っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） まず個々への対応の頻度を。一人の子どもに対してどのぐらいの頻度で対応が行われているのかが一つ。その時の具体的な対応の内容をお知らせできる範囲でいいのでお願いします。

それから先ほど組織でやっていると言ったので、担任に委ねすぎているかということはありませんのだからというのはいちよと安心しました。それから子ども家庭総合支援って福祉課の方ですね。

そこの連携等とあるのですが、それっていうのは具体的にどのようなものを指しているのかまず3つお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 対応の頻度というのは、これは不登校気味の方へのことでいいですね。その方々への対応というのは一応必ず安否確認という表現も変ですが、状況確認を少なくとも週1はやる流れで必ずやっていると伺っています。その内容は個々それぞれなので、例えば学校に行きやすい状況が起こっているのであれば、先ほどのようなオンライン授業の支援だとかも含めてある意味最低限の対応する期間と応じた頻度で対応している形になっています。

そしてあとですね、3件って言いましたか。あ、事例の内容を話せる。この家庭総合支援の関係ですね。その関係においては、それこそ先ほどの若干ヤングケアラー的のところとか家庭の内容の問題の起因するような不登校気味の方というところで、これは通常当然健康福祉課側は健康の問題とかも含めて、あとは貧困の関係も含めてある程度の対象をもって対応しているケースがありますので。そういったところと当然合致する部分があればうちの教育委員会との連携をとった対応をとっている事例になるのかなと思います。他も当然ありますが、今日お話した内容としてはそういうところかなと思っています。あとはこれで2件目。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 個々への対応の頻度とそれから具体的な対応の内容と子ども総合支援家庭総合支援と福祉課との具体的な連携がどのようなものかということで今答えていただいたので大丈夫です。ありがとうございます。

それでは先ほど文科省の通達というふうに私言ったと思うのですが、その通達の中に家庭教育の充実というのがあって、児童生徒同様に不安を抱える保護者に対して不登校児童生徒に対する支援推進事業というのがあるらしいのですね。その中に例えば保護者同士の学習会とか、保護者を呼んで色々な心の置き所みたいなものを勉強するような時に、実施する際に経費等を補助していますよってという一文があるのですが、そういうものをご存知か、それとも既に活用されているのか。まずそこをお願いします。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） そういう支援がなされることは理解しておりますが、そういう実績は現在の時点ではありません。実際、現状やつぱり実態を見極めて対策を練っていくことが必要だと思うのですが、先ほど申し上げたとおり多様化していることがあって、そもそも不登校もしくは長欠に至ったきっかけとかも含めて個別の事情がそれぞれあるということが今理解できています。それで例えば全体集めて不登校、不登校ではないご家庭ではなくても多くの方々に理解していただくための勉強会を開催するという意味ではいいのかなと思うのです。ただ、事情がそれぞれ違っていながらそういう方々を集めての例えば研修会を開いた時に、果たして保護者の方々が集まるかというところを決してそうではないだろうということが予想されますので。その辺りについてはむしろ個別の対応を手厚くしてあげる方が重要ではないかなと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） やっぱり不登校って前兆みたいなものが必ずあるのではないかなと思うのです。だから不登校に認定されるまでにはいかなくても、そこをどう見ていくかということが私たち地域もそうですし、学校もそうだと思うので、そこが大事なかなというふうに。ましてや今休みがちになっている子どもたち、それから不安を持つ保護者に対してどうしていったらいいの

だろうと考えていかなければならないのかなと思っています。その不登校だったり不安定で休みがちな子どもに対して神奈川県的事例を見たのですが、すごいわかりやすくですね、教育委員会から先生たちへっていう通達みたいなのがすごい見やすいのですが。例えば3日以上欠席は要注意とか、気になる子どもの数だけチームを立ち上げようとか、教育相談コーディネーターや児童生徒指導担当者に向けて年間を通した不登校支援のポイントなどが挙げられていたりするのです、本当に具体的でわかりやすいのですが。そして先生たちが持つ不安を相談する場所も県教委ですね。県教委がわかりやすく示している部分があって、あれだとかこういうふうに親が見た時にもされているんだとか、こういうふうに取り扱ってくださっているんだっていうのがすごくわかりやすいです。ただ、北海道の方は同じワードで探したのですがなかなか出しにくいとかわかりにくくて、そこはちょっと残念だなと思っています。

それから先ほどフリースクールの話もあったのですが、その部分についてもうちの町は小さい町なので、フリースクールとか、私の中では厳しいと思っているのです。それから心療内科的な小児科みたいなものも近くの町にはあるのだと思いますが、うちの町に設置ということは難しいのかなと思っています。それで小さいころから顔を見ている保健師さんがいますよね。保健師さんってすごく親も知っていたり子どもたちも知っていたりするので、保健師さんを活用した保護者対応みたいなものが連携していけないものなのかなと。さっき次長が言ってくれば教育委員会の方でも相談は受けるのですって、そんな敷居は高くないですよっておっしゃったのですが、実は高いです。そして大げさになります、教育委員会に言ってしまうと。あの教育委員会に言ったんだってみたいになってしまうので、その前のワンクッションとして、こういうのを設置していますよと。私も昔移住者だったので、誰に相談したらいいのだろう、どこに相談したらいいのだろう、学校に言うと大げさなのかな、委員会はましてやそのハードルが高い。その時に健診だったり色んなことでお会いする保健師さんだったり、そういうところがチームになって行きやすいって。役場の中ではなくてどこかいつだっただらいますよとか、ここに電話するとここで会いましょうと、それは役場ではなくて活用できる民間の施設だってなんだって良いと思うのです。そういうところを活用しながらまずは相談しやすい方法。あとさっき言った他の自治体の事例なんかも利用しながらやってはどうかと思うのですがいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まず前段で例えば今保健師さんのお話もあったのですが、先程来から言っているカウンセラーの活用方法は例えば研修会を開く

とかっていう大きな話にはならないまでも、例えばカウンセラーが対応している相手というのは児童生徒だけではなくて保護者、更にはその担任、先生方にも結構なケースでむしろ多いぐらいなのですよね。ですから指導する側の方の対応も行えているというのが一つかなと思っています。今鳥越議員がおっしゃられたように確かにウチの町は生まれてから比較的1歳、3歳、5歳とあって健診の機会も多く取っていますので、そういったつながりから基本はお子さんの健康状態にそういうケアを気軽に話していただけるような町にはなっていると思うのですが、やはりそうとは言いながらも普段なかなか逆に健康に育っているお子さんの方が逆にむしろ対応が少なかったりするので、それも一つ保健師さんにお声がけするのちよっとという部分もあるのかもしれないですが、決して今そういう体制になっておりませんので、この子育て関係の専門の保健師も置いている実態となっていますから、そういった部分の周知はちょっと難しいかもしれませんが、そういう体制にはなっているのかなと思いますので、ご意見としてご説明させていただきました。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 今ないものを今すぐ周知の話にもならないと思いますので。ただ横断的に委員会だけではなくてとかって私はこれからなっていく、連携していく必要があるのかなと。なぜなら民間がないからです。千歳に行ってください、札幌に行ってくださいというなら何のために安平町に来たのか。相談する場所もないのかっていう話になってしまうので。それは今後計画の中で言うと一番私が心配するのは子どもたちがどんどん大きくなってしまっていて、今やってあげなければならないことを待っている間にお手伝いできない年齢になっていくのが一番今までも見ている本当に後悔が残っていますし残念なので、そこは横断的に本当に考えていってもらえればと思っているのです。20年前に私が移住して3年目にウチの小学校1年生の保護者として感心したことがあります。保健師さんのことです。当時入学して間もない学年にはADHDの発達障害のお子さんがいました。衝動的な行動も多くて殴られたりする子もいるので、その中にはもう学校行きたくないみたいなどころもあって、私もそうですが移住してきた人がすごく多い時代だったのです。だけれども、その懇談会の中に保健師さんが来た。チラシを作ってきてくれて僕の応援団になってくれませんかみたいな。その子の特性を書いたり。その時は色んな私たちの知識がないことによって色んな感情も生まれたりしたのですが、今思えば寄り添ってもらった親っていうのはすごい安心したのではないかなと。学校にもそういうふうに来てくれるらだ。当時も言っていることは今は理解できないけれども、寄り添ってくれる

保健師さんっていうのがこの町にはいるんだなということですのですごい感心しました。それもあって保健師さんってすごく身近なものなので、特に低学年の子どもたち、親たちにとってはとても見慣れた、それとこれから来る子たちもそうですが、絶対に関わる人たちなので、そこは業務がなかなか違うので難しいかと思うのですが、実際に子育てされている現役世代もいて、共有できる気持ちはあるのではないかなと。あとは知識も持っています。すごくそこを何か活用させていただけないかなと思いますので、周知よりもまずはどうやったらそれを実現できるのかを検討していただけないかなと思っています。1件目は終わります。

2件目に行きます。2件目は野良猫への対応状況をお聞きします。町民からこれまでも野良猫に対するお話を伺う機会はありませんでしたが、今年に入り限定的な場所の苦情ではないと感じるようになりました。内容としては捨て猫、多頭飼いの崩壊、無責任な餌付けなど様々な状況です。ご近所トラブルを避けるために発信元となりたくないことから苦情は言いにくい状況にあるようです。犬の場合は狂犬病予防法に基づき飼い主には登録申請義務、鑑札を付けなければならないことや狂犬病予防接種など様々な縛りがあり、迷い犬は時々いますが野良犬はほとんど見かけません。しかし、猫についての法律がないことから苦情が少なくない状況です。一方で町内では個人的に地域猫への活動をしている方もいます。近年では動物愛護管理法の改正や環境省も地域猫と捉え、複数自治体の取り組みを参考事例として紹介しています。そこでこれまで安平町はどのように対処してきたのか、また今後の考え方を伺います。3つ一緒にお聞きします。過去3年間の苦情等の件数と内容を教えてください。②これまでの対応をお聞かせください。③地域猫としての考え方をお聞きします。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） まず（1）過去3年間の苦情等の内容と件数については、野良猫に関する苦情などの件数については正確には把握していませんが年間数件程度でそれほど多くないと認識しています。また、その内容については放し飼いにしている、餌付けをしている、子猫が捨てられているなどの情報が寄せられています。

2番目のこれまでの対応については、適宜飼い主などに指導を行ってきたところであり、場合によっては保健所にも相談し対応してきたところです。

3番目、地域猫としての考え方については、まず地域猫とは地域の理解と協力を得て地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫のことであり、その地域に合ったルールに基づき適正に飼育管理しこれ以上増やさず一代限りの生を全うさせる猫を指します。地域猫活動については地域

住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、不妊去勢手術を行ったり新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的として様々な自治体や団体において活動しているものと認識しています。町ではこれまで地域猫についての検討はしておりませんが、今後様々な自治体などの先行事例を参考に調査研究して参りたいと考えています。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） あまり色々な規定もないですし掌握してなかったのかなというのはありますので今のようなお答えだったのかなと思いますが、一つは動物愛護というのは一部の考え方に留まらないで、その方向性は今後国、自治体の責任を問われることがきているのではないかなと思います。今後行政として町民に求めること、行政としての取り組みを進める必要があると思いますが、それについての考えをまず1点目。

それから猫を地域猫とするためには避妊治療手術が必要になってくるのですが、避妊の費用は病院によって違いがあるのですが、この近隣では例えばオスは5～6000円、メスが大体1万円ぐらいだそうです。そういう活動する人に対して領収証を持ってきたら助成しますよみたいな何かあってもいいのではないかと。ニュースでも放し飼いの猫、野良猫に対して毒が盛られたのではないかというニュースもやっていたみたいで、私は見ていないので情報が明らかではないのですが。やはり迷惑になる部分と一方で助けたいという。あまり極端なことに走ることがないようにウチの町としてできることはこれからののだろうかという思いで今回聞いているので、今2点行政としての取り組みと、それから助成制度についてのお考えをお聞きしたいです。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 今後の取り組みに対してですが、先ほども申しましたとおり先進事例等を参考にして検討して参りたいと思います。

また2点目の支援活動ですが、まさに地域猫活動の一環であると考えていますので、調査研究して参りたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） ご質問2点。動物愛護の関係については当然、犬とか

一般的ですが私も猫とかについては近所にも行って飼い猫なのか、それが普通に日常生活上見慣れていてあまり問題視、問題化になっていないこともあったのだらうと思います。ただ、今回ご質問いただいて私も何点か調べたりして地域猫の関係で取り組んでおられる先進地があつて、三者共同ということで行政は当然もちろんですが、地域住民だったり、ボランティアだったり、それぞれが役割を担いながら町内会もその地域住民には入ってくるかと思えますけれども、地域の住民の方との連携調整、関係者との調整というのは行政で担ったり、また不妊治療の去勢手術の費用を助成制度を作っているところもありますし、また、そういった活動を周知する広報活動的なこともそこは行政の役割であつたり、話し合いの場を設定することもあると思えます。ですからまだ実態がどこまであつて、そして課題が何なのかは安平町の中ではあまりこれまで論じられてこなかった課題ですので、そういった意味において方向性はある程度今私が申し上げたことで先進事例がありますから、そういった方向性をもって検討を進めていければなと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 今回一般質問の新聞広告が入った時に、ちょっと私の方は子ども子育ての方に気を向けてほしかったのですが、周りの方々、特にご年配のお姉さま方からすごい猫のことを気になっていたのよみたいに今朝も言われましたし夕べも言われたので、やはり口には出していないけれども関心を持ったり気掛かりだったり、どうしたらいいのだらう、どこに言えばいいのだらうというのがすごくあったみたいなので、今までなかったことなので、少しスピードをもってやっていただきたいなと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今日猫の問題でありましたが、今年餌付けの話でいけば狐、そういったものも若草地区にも結構あつたのです。そういった広報周知によってパタリと見かけなくなりましたので、そういった効果はあるのだらうなと思っていますし、私もSNSを通じて今回チラシでも入ったことを受けて色々に関心を持って猫のことについても関心を持っているという書き込みも拝見させていただいたり、そういった意味では問題意識を持って多くの方がおられるのも実態だと思いますので、そういったところ含めて新たな課題になるのかもしれませんが、先進事例を学びながら適切な、またこういう去勢手術の費用を個人的にずっとやって来られた方が青葉地区に居たという話も私も聞きましたのでね。そういった方がいたから今まではこ

れで済んでいたのかなと思いましたが、そういったところ含めて行政としてやるべきこと、今後は行政として対応していければなと思っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） もう質問ではないです。青葉地区ではなくて、去勢手術は早来地区の方です。今年早い時期に相談されていたということがあります。それで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。以上で4番鳥越真由美議員の一般質問を終わります。

次に8番箱崎英輔議員の一般質問となりますが、本日の会議の時間は箱崎議員の一般質問が終了するまで延長したいと思いますがお異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めそのように決定しました。それでは箱崎議員の一般質問を許します。

【通告No.5 8番 箱崎 英輔】

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員どうぞ。

○8番（箱崎英輔君） 8番箱崎です。皆様大変お疲れのところではありますが、子どもたちのことを中心に質問して参りたいと思います。それでは安平町の子どもたちを取り巻く環境についてお聞きします。まず町内の教育環境について少し触れさせていただきます。町内2つのこども園については公私連携幼保連携型認定こども園として、はやきた子ども園が平成28年度から、おいわけ子ども園が翌年度平成29年度から遊びを子どもの育ちの主体として捉え自主性や自立性を求めた教育が行われています。小中一貫教育という観点から言えば追分地区の小中学校が平成30年度から、早来地区の小中学校が令和2年度から。これは子どもたちが15歳になった時の姿を共有しながら9年間を見通した教育過程を編成実施できるような一貫した教育がそれぞれ開始されています。それに加えて安平町独自のあびら教育プランとして遊育、アビラボ、わくわく研究所、ABIRATalks（アビラトークス）

という4つの教育事業を展開し、子どもから大人まで参加可能な学校とはまた違った広義な意味での社会教育が行われています。遊育、A B I R A T a l k sについては今週末、遊育は正式には初めてだと思っておりますが早来地区、はやきた子ども園で実施して遊育の担当者については保護者からまたぜひやってくれと、どんどんやってくれという意見をいただいておりますし、A B I R A T a l k s（アビラトークス）については日曜日の夜に開催したにも関わらず、今までの最高人数を重ねております。ということで町民の方にも徐々に認識していただいているのかなと思います。そしていよいよ令和5年4月には義務教育学校としての早来学園が開校します。それについては徐々にではありますが、教育の町安平町としての評価が町内外ともに高まっていると認識しております。しかしながら、問題課題はないのかと問われれば、色々な問題課題は存在しているのが事実だと思います。今回はその中でも来年度から実施される予定の中学校部活動の地域移行について。2つ目には中学生の居場所づくりについて。3つ目には学校に行けない児童生徒たちの受け入れについて。最後に追分地区の学校再編について。以上4件について町としての取り組みや将来像についてお尋ねします。それでは通告書にしたがって質問に移ります。

まず、中学校部活動の地域移行について伺います。スポーツ庁の有識者会議では公立中学校の休日部活動を民間のクラブや指導者へ委ねる地域移行を令和5年度、来年度、段階的に始め令和7年度までの3か年で完了するように提言しています。その背景にあるのは子どもたちの数が減少しているいわゆる少子化や教員の長時間労働を是正するための教員の働き方改革だと報道されています。中学校の教員に部活動への長時間勤務を減らすことにより、部活動を取り巻く環境は大きく変化するものと思われまます。そこで各中学校の現在の状況をお聞きします。部活動の種類についてお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現在早来中学校の部活動の種類は野球部、ソフトテニス部、吹奏楽部、卓球部、バレー部、陸上部、スピードスケート部、アイスホッケー部があります。追分中学校では陸上競技部、ソフトテニス部、野球部、バレー部、剣道部、美術部があり、野球部、バレー部については他校との合同でチームを組み中体連その他の大会に出場しています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 確認ですが、早来地区については8つの部活動があつて

文化的な要素を持った部活は無いと。追分地区については6つの部活動があって、但し、野球部、バレー部では単独ではできないということでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 早来は文化的には吹奏楽が一つあるだけです。そして追分中学校は美術部です。そしてご説明のとおり野球部とバレー部については他校との合同チームでなければチーム編成ができないことになっています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） では次の質問に移ります。部活動に関与している教師は何人いますか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 早来中学校は10人、追分中学校は9人となっています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） では現状では、その教員による部活動の指導ということではほぼ満足しているというか間に合っているという認識でしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 早来中学校においては、これまでも既に部活動指導員の制度を取り入れて実施しています。追分中学校については、専門の担任も多く今のところ教員だけで行っている状況です。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 次の質問に移ります。土日の活動状況を教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 基本的に土日どちらか1日に3時間を限度として実施していきまして、追分の美術部だけは活動を行っていません。大会が近い時には限度内の時間で土日に行うことがあります。基本は週休日1日は活動停止日として設定しています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） これは子どもたちの方から見ると、子どもたちの体の発達とか精神的の発達から考えれば適切なやり方だと思うのですが、逆に保護者から見るともう少しというような意見はないですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 確かに勝利に特化するような活動にシフトになっていくと物足りない感はあるかと思うのですが、実際にこれを守って活動していた部分で若干それを枠を超えていこうとすると中には活動の内容について照会が来たりしている状況ではございます。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 今次長が言われたように私もあまりにも中学生の発達段階において長時間の部活動はいかなものかというのは昔から知っております。例えば追分地区で、ある野球で有名校に入った子どもさんがいらっしゃったのですが、その母親から聞いた話では高校に入った時点で半分の子が肘と肩をやられていると。ほとんど大人になるまでに発達段階でそういうものを断念せざるを得なくなっていることを考えると、今の状況は子どもたちのことを考えれば適切かなと思います。では、部活動における外部コーチの活用についてをお聞きします。令和4年度予算の中で中学校部活動指導員導入事業として164万7000円が計上されていますが、活動実績はいかがですか。今の時点で見えてきた課題もあればお願いします。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 早来中学校は部活動指導員の制度が始まって以来、今年で5年目になるのがソフトテニス部のコーチや一昨年には野球部のコーチ、昨年からは吹奏楽の講師と陸上のコーチの導入実績はありますが、現時点ではソフトテニスのみが継続している状況です。

課題ということになっていましたので、指導者の継続ということで例えば吹奏楽では高齢の先生の退職者とかを雇った経緯があるのですが、健康上の問題で続かなかったとか、そういったような課題は実際に起こっています。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 安平町の課題としてはそのようなものがあると思うのですが、来年度以降やっていく上で色々な課題はまだまだ出てくると思います。それは後でお聞きします。

それでは令和5年度以降どのような地域を行っていくのかお聞きします。人材確保についてですが、安平町だけでなく地方においては困難だと言われていますが、地域の人他に地域おこし協力隊の活用だったり、また、地域おこし協力隊が終わった後の出口戦略の一環として活用する考えがあればお聞かせください。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） これまで早来中学校に最大4名の部活動指導員を配置していますが、比較的部活動の種目に対して教員の確保ができていた追分中学校においても生徒数の減少から部活動の存続自体の難しさを考えると地域移行に持っていく国の考え方に沿ってせめて町の部活動としての存続を図りたい考え方は同地区一致してしまして理解は示していますので、町としては部活動指導員からゆくゆくは地域スポーツ団体の意向を早い段階に行えるよう整備を加速させていきたいと思っています。

発足後自ら組織化が行ってきた本町のスポーツクラブも指導者の確保等は進めてきていますが、運営面の人手不足が課題となり思うように活動拡大が進んでいませんので来年度1名、地域おこし協力隊を募集して活用しようと思っています。更に令和5年度から令和7年度末までが休日の部活動地域移行の改革集中期間として地域スポーツクラブ活動体制整備事業が国の補助事

業として開始されますので、受け皿団体の運営費として補助して体制を安定させて取り組める種目を増やしていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） その地域おこし協力隊だったりNPO法人だったりということは、当初は土日だけという形になろうかと思うのですが、平日までこれから関わっていくという認識でよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 部員の確保の観点からすると、少子化が進んで合同チームの結成も踏まえた上で行っていくと。まずその形を作って平日の活動も行っていくような方向性を考えています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 先ほども出ましたが組織としての活用、NPO法人とか民間団体の活用をどのように考えていらっしゃるかお聞かせください。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 実際にはご説明してきた組織は3年前に組織化されていて、既に町内に実施しているスポーツ競技に関してはほぼ網羅しています。しかし、専門的に動ける人員がないこともあって現時点では難しい部分が残っていましたが、先ほど説明したテコ入れ策を施しNPO法人のアビースポーツクラブにそれらを担ってもらって進捗させる考えを持っています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） では次の質問に移ります。地域移行により保護者の負担が増すことが一部報道されています。町としてのお考えはいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） むしろスポーツクラブへ移行することによって、既に合同チーム化している種目においては課題となっていた生徒の移送などは移行していけば解消される点もあるかと思いますが、細かい点を考えていくと活動時間の調整や移行に際しての備品類、ユニフォームなどの統一による負担など、元々保護者負担となっていた部分とは言え一時的には増加することとは思いますが。また、合同チームでなければ成り立たない部活ではどの程度まで範囲を広げてチームを結成していくかなど、色々と懸念される点が増えてくるとは、負担も生じてくるとは思いますが、その点も踏まえた範囲で組織化を進めていくことが理想と思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） そうなると保護者の負担はそんな大きくないという認識で伺いました。これ私なんかは追分地区で少年野球をやっている時も15年から20年以上前になると思うのですが、その時からユニフォーム代はどこが持つのだという認識がありましたが、その当時は町の方とか野球協会が払っていたという事実がありましたが、今現在は20年前から意識を変えていただいて保護者の方に一部負担してもらおう、もしくは全額負担してもらおうということをやってきたり、あとは指導者の弁当代であったりガソリン代であったり徐々に広まって今の認識になっていると思いますので、保護者の方もそれほど大きくない負担であれば、家庭としての負担度は少ないと思われます。

それでは次の質問に移らせていただきます。少子化という状況もありますし、教師の働き方改革ということも理解できます。この課題については日本国中どこでも同じような状況であり、安平町独自で解決できる課題ではありませんが、来年度から地域移行は進めなければいけないのは事実です。そのような状況の中で子どもたちが主役になるための部活動のあり方とはどのように考えていますか。ちょっと説明させていただくと、子どもたちが部活動を楽しめる環境を整えていくためには、例えば枠組みとしては学校や行政だけに頼るのではなくてPTA、自治会、町内会、コミュニティスクール、そして家庭を巻き込んで進めていく必要があると思います。また、活動のあり方として考えれば一つの部活動だけではなく、普通の部活動を進めたい。発達段階に応じた子どもたちの心や体を守るためのメニュー調整などができる。または教えられるような専門的コーチの派遣などいくつか考えられますがいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 現在部活動を地域化することによって単独運営が難しくなってきた競技種目の維持をして、子どもたちに選択肢のある環境は残し成果の発表となる場の中体連や各種大会に参加することで色々な経験を
得ていただくことが重要と考えます。この考えは単に勝利至上主義の目的で行うのではなく、楽しく競技に参加し自分に合ったものに出会えることが理想であって、そのためにしっかりと対応できるスタッフも持続して確保していくことが生徒がやって良かったと思える機会を確保することが一番と考えています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） わかりました。いずれにしても、子どもたちを中心において議論していくことが重要だと思います。ぜひ、これ先ほども言いましたが本当に学校とか行政だけでやってくれという話だけではなくて、我々地域の問題である、我々も当事者との認識を色々な方に持っていただくような伝え方をして行っていただければと思います。
では、次に中学生の放課後の居場所づくりについて伺います。現在の中学生の放課後の状況はいかがですか。部活動をやっていない生徒、部活動をやっていても部活のない日の放課後の状況についてお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 正確なことは把握していませんが、ある調査の内容を読み取ると勉強や読書、学習塾など家以外で勉強している、習い事をしているケースは毎日とは言わずとも多く、それ以外はテレビやゲームを中心に友達や個人で遊んでいることが主な時間の使い方という統計が取られています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） では早来地区においては早来学園や町民センター、追分地区においては追分公民館の一部を利用して子ども専用スペース。また、こ

これは早来地区とか追分地区だけでなく多分遠浅地区であれば遠浅公民館、安平であれば安平公民館も考えられると思いますが、それぞれ専用スペースなど活用は考えられませんか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 早来学園には放課後時間に限らず本に向き合える空間も時間も確保させていただきましたので、勉強する場所としても十分な活用はできると思います。その他の施設においても、各公民館ですが専用スペースの設置は難しいとは思いますが、早来学園に準じた活用空間はありますので遊ぶ空間とはならないまでも学ぶ環境を変えたい時の活用場所としての問題はないかと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） これ中学生だけの問題ではないのですが、まずは中学生の多感な中学生ということでは言わせていただければ、皆さん中学生卒業してだいぶ経つのでしょうけれども、本当に中学生の時って姿形は少しずつ成長してはいくのでしょけれど、心の中はそれこそ昔はサナギの世代と言われましたが、そういう世代ですよ。そうなる勉強だけではなくて自分たちの世界の中で思いにふけていたり、夢を語り合ったり、悩みごとを共有できたり、恋愛の話もあると思います。本当に大人に邪魔されない空間ってのが必要だと思うのです。これ後でもお話させていただきますが、なぜこうやって教育が一生懸命やっても子どもたちが荒れるかの問題は、子どもたちの居場所がなくなるということもあると思います。我々が子どものころは子どもの数が圧倒的に多かった。大人は少ない。だから自分たちの居場所があった。大人たちに見られない居場所があったりした。今は逆に大人たちの数が多過ぎてどこに行っても大人たちが見ている。そうなる何かつとやってもすぐに注意される。ゲームをやっていたら通報される。先日も講演会に行った時にこんな話を聞きました。ある大きな町なのですが、子どもたちがマスクをして公園で騒いでいたら、ある住民が警察を呼んだらしいのですよ。中学生が公園で話しているのにですよ。過剰なほどの、まあコロナ禍ということもあるでしょうけれども。コロナ禍が終わっても大人の数、大人が目あまりにも多過ぎて子どもたちの居場所は失ってきているのだと思います。そういった裏を返せば大人が目届かない子どもたちだけがいられる安全な場所を確保する必要があると思いますがいかが考えますか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まさしくそのような空間というか、そういった居場所づくりは本当に大事なところかなと思っています。実際にわが町でも同じように、これはコロナ禍の部分ではありましたが一つのところで集団で集まっていたりすると通報があったりすることも実際にあったので、決してそういった別に活動的には問題のないことかもしれないのですが、やはりなかなかそういう居場所が少なくなってきたなということがありまして、早来地区の早来学園にはそういった時間も過ごせるというか、ゲームをやってもそれもそれでいいんでないのというような空間づくりとしてこれからは作っていくべきなのかなと思っています。ですから色々公園だとかそういう居場所の考え方はあるかと思うのですが、今現時点では、そういった考え方は持っていないながら対応できる範囲は若干限られているのかなとご理解いただければなと思っています。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） これ来年度からすぐに居場所を作ってくれという話にはならないかと思うのですが。実際にそういうふうに先ほども出てきましたが子どもたちも多様な心を持った子どもたちが増えてきているのも事実です。これは元々多様だったのに検査とかがあって多様だねとなった話でもあるかと思うのですが。それでも中学生という敏感なところの子どもたちの居場所づくりについてはぜひお願いします。また、小学生においても同様で、これは特に早来地区なんかは学校統合になった結果、予想ですがランドセル来館などで遠浅、安平地区の子どもたちが児童センターに来ると。そうなりますますます中学生はたぶんギャーギャー騒いでいる小学生の中にいるのが辛い中学生もいらっしやると聞いています。そういう子どもたちのためにもぜひ場所の確保をお願いできればと思います。

3番目の質問に移らせていただきます。学校に行くことができない子どもたちの受け入れについて伺います。こちらについては先ほど鳥越議員からも同様の質問がありましたので、同じような場所になることは割愛させていただきますが、ただ非常にグレイゾーンなところもありますので質問だけはさせていただきます。ではフリップを使って説明させていただきます。まずこちら1枚目になるのですが、こちら1枚目も2枚目も文部科学省のデータを使用しています。1枚目は小学生、中学生を合わせた長期欠席者の数となります。先ほどこれも質問にあったように安平町にも不登校という形であったりコロナ対応であったり病気とか色々な子がいるんだなというところでは

令和3年度で41万3750人となっています。その理由は下から病気、経済的、オレンジ色の一番大きなところが不登校。その上が新型コロナの感染回避、そしてその他となっています。病気、経済的な理由についてはほぼ横ばい状態でそれほど多くはないと、全国的にですが。予断は許さないとは思いますが、ピンク色の新型コロナの感染回避と理由もいずれ減っていくと思います。そして2枚目の不登校、失礼しました。不登校のところだけアップしました。こちらは令和3年度で24万5000人。安平町の人口の30倍以上の子どもたちが不登校という現状です。そして令和2年度から3年度にかけて一気に5万人増えています。こちらの方は先ほど5万人増えたという、その中身なのですが不登校の要因の中で学校、家庭、本人と分類されていますが、その中で特筆されるのは学校、家庭、本人の中の本人にかかる状況の中で、その半数を占める49.7%が無気力、不安。これ我々の世代でも無気力、不安であるのかというぐらいの多さだと思うのですよね。そのような状況の中で少子化少子化と25年前から言われて子ども数はどんどん減っています。しかしながら不登校の数は増えている。このような状況の中で安平町の現状についてお聞きしますが、最初のアの現在の状況はいかがでしょうというところは先ほどお答えいただきましたので割愛させていただきます。

次のスクールカウンセラーをはじめ臨床心理士、認定心理士、言語聴覚士など様々な方々の支援が保護者も含めて必要であると思いますが、その人的な支援体制についてはいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） スクールカウンセラーは本町には配置されていますが、学校からの状況に対応して派遣していただいています。その他の専門職については、今回の学校に行けていない子への対応分析というより本町の子ども家庭総合支援体制の専門職の対応が機能していて、出生時からこども園、小学校、中学校が日頃から子どもたちの適性を見ている情報も合わせて成長の度合いに合わせた対応を行っています。よって効果のある学習環境への提案と保護者への理解も進んで、支援が必要となるようなお子さんたちへの対応の制度は上がっているので、色々な専門職とのつながりはケースに応じて行っていると思われま。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 子どもへの対応はある程度認識できます、というか理解できるのですが。今の時代、結構保護者自身がメンタル的にキツイ。もしくは

は経済的にキツイ。色々な思いの中でやっていると思います。まさに先ほどの質問でもありましたが子育て、子ども産んだばかりの赤ちゃんの母親の脳は敏感になっているようで、自分の夫でさえ疑ってかかるというような、そういう科学的根拠も示されているなか不安のまま保護者の方も子育てに関わっていくことになっていると思うのですが、保護者に対する支援はいかがですか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） お子さんの支援という中で、出生時から対応が行われていることがお話をさせていただいているところですが、その際に当然出生された保護者の方にご意見を聞くというのが通常の流れになっていますので、そういった点では保護者に関してもどのような精神状态かを判断した上で。これは保健師さんなりウチで言う言語聴覚士さんとかも中には入って心理的な支援も行い始めているところがウチの現状かなと思っています。ですからお子さんには問題がなくても家庭の問題が強いことがあれば、保護者に対しての支援というか適切な例えば病院の受診だとかも含めた支援は今の体制の中で徐々に確立化されてきていますので、そういった部分で全体の精度が上がってきているのかなということをお話させていただいているところです。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ちょっとしつこいですが、なぜここに特筆するかというと安平町であるかどうかは私は認識していませんが、実際報道によれば色々親自体が不安定であるとか、子どもに対して虐待だとか、ネグレクトであったり色々報告が上がっています。また現状でもあるのだと思います。なので保護者への支援というものもぜひ検討していただきたいと思います。またこれ臨床心理士とか色々な方の場合が想定されるのでしょうがマッチング、この方にはこの先生がいい、この人がいいというマッチングはどなたがなさっているのですか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 例えば子育ての段階で親の方が結構若い方で子育てする経験値が浅いのが起因となって、先ほどのネグレクトという言葉が必ず

しも当てはまるかどうかという部分にはならないのですが、結果的に食事の用意だとか家事全般に対して若干弱い面がありますよというところのケースも実際はあって、そういったところには保健師さん、時には栄養士さんが食事の支援を行うとか、当然学校もそういったお子さんに対しては朝ごはんを食べてきたかどうかの確認もとりながら給食の重要性をきちんとした中で私たちに報告をしていくといったところで、登校への重要性も含めて支援も今の体制の中ではとれているのかなと思っています。また、専門職も私どもの町に配置されました言語聴覚士も色々な資格も取りながらスキルアップしていつているのですが、それ以外の対応においては当然本当に専門職の結びつきがありますので、それは私たち教育委員会というよりどちらかというと保護者の支援とかの中で健康福祉課側の保健師なり、そっち側のパイプを使って上手な対応を行える範囲でやっているのが今のところの現状となっています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 子どもは小さい時に虐待とかネグレクトを受けると脳を中心部分が大きくなって、そのような大人の対応に敏感になるということを手前が先日講習で受けた記憶があります。子どもも保護者も含めて一体化して支援していかないと対応が後手後手に回ると非常に後の子どもたちにとっても将来にわたってそのような症状が出てしまうということがあると思いますので対応のほどよろしくお願いします。

それでは次の質問に入らせていただきます。受け入れ組織についてですが、公的な機関を除くと今現在一つのNPO団体だけと認識しています。増え続ける学校に行くことができない子どもたちがいる状況の中で、どのようにしていくか考え方はいかがでしょうか。その前にちょっと説明させていただきますと。こちらは先日、映画と講習を受けて参りました。川崎市にある子ども夢パーク。こちらは誰でも来られる子どもの居場所として学校に行けない児童生徒も受け入れています。それを題材とした映画「ゆめパのじかん」を先日見ることができました。また、その夢パークの主体的役割の西野博之さんという方の講演もお聞きしました。映画の中で主人公的な存在の不登校である中学生サワは「なぜ学校に行きたくないの」という大人の問いに「わからない。行かない理由なんてわかる人がいるのかな」とそう答えています。また、西野さんの講演では大人は精神的に疲れると仕事を休めば、仕事を換えればと言ってくれるのに、子どもは学校に行かされる。そのような子どもたちは学校不適應児ではなく、そういった子どもに対応できない学校教育の課題であると指摘しています。また、夢見る小学校という映画も見させていただきました。楽しくなければ学校じゃないをモットーに、宿題がない、テ

ストがない、国語、算数、理科などの時間割ではなくてプロジェクトと呼ばれる体験学習で学んでいます。これは全国5か所にあるきのくに子ども園のことです。そのきのくに子ども学園をモデルにした夢見る小学校。来年4月には長沼町マオイ学びの里もできると聞いています。こちらも中心的な役割を担っている方から聞くと、このきのくに子ども園をモデルとするとなっています。このような多様な子どもたちを受け入れる体制が徐々にではありますが整ってきていますが、このような体制を考えた際に安平町としてはいかがお考えですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 事例的に現時点では登校が難しい要件が何らかの障がい起因する直接のケースはないので現在NPO団体の取り組みだけが解決手段との認識はありませんが、その他の体制的には議員が把握しているとおりの内容となっています。よってどのように考えているかという、来年できる早来学園に限らず、行きたくなる学校、行きやすい学校の工夫を行い、学びの保障を行うことが原点としています。現状においては好きな教科の時は登校するがその他は難しいとか、中にはオンライン授業であれば問題がなく通信制の学校にシフトしているケースもあります。よって現時点では多様化している登校が難しいお子さんたちへの対応はタブレットの貸出で出来る範囲の学習の保障はして、興味を持ってもらえる機会の創出に保護者との連携をもって改善していく考え方です。適正指導を行う場として教育支援センターといった体制の整備も一つかと思われませんが、不登校者の受け入れ先をつくる考えは今後の検討事項と思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） これも私も安平町にフリースクールを作るというのは物理的に無理なのだろうなどは思っています。それで今の教育制度を否定するわけでもなく、ただ本当に今多様な子たちが増えている。その受け入れ先をどうやって見つけていくか。子どもたちが安心していられる、先ほどの質問にもつながりますが、居場所を作るかというところが必要ではないかと思っています。

では次の質問に移ります。全て公的な機関でやろうとすると無理が生じると思いますが、将来的にNPO法人や任意団体などの組織の活用、また、地域的な視点から見れば安平町単独ではなく、東胆振地区であったり、厚真町、むかわ町などの枠組みなど、広域的に取り組んでいく考えもあると思います

がいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） ご指摘のとおりで、全てを単独の町で行うことや財源や物理的な問題も去ることながら多用する人的確保の点が最大の課題となります。少子化や今町が取り組む学校の先生の働き方改革を進めていけば、先生がお子さん一人一人に向き合える時間は増えていき、その点での解決策も出てくる考えを持って色々な取り組みを行っていますが、問題が多様化する懸念もあるわけですから、そういった方向で考えていく必要はあると思います。現時点では具体的な組織化の考え方はありませんが、問題としての認識は行っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 行政的にも厚真町、むかわ町、他の行政的な繋がりも深いですし、先ほど町長からもありました消防の話も苫小牧市を含めた1市4町という考え方もあるでしょうし、そういう安平町だけで解決できない問題であれば色々な広域的なことも考えなければいけないのかなと思っています。また、厚真町には厚真町で遊びの場であったり子育て支援を民間でやっていたり、そういう方もいらっしゃると思いますので。ぜひ安平町だけで解決しようということではなく、本当に皆の力を借りて解決していければなど考えます。

では最後の質問に移らせていただきます。追分地区の学校についてです。早来地区は安平小、遠浅小との学校統合や早来学園の新設においてまだまだ課題があるとは思いますが、将来像が示されました。しかしながら、一方の追分地区の小学校、中学校それに追分高校も加え、これらについてはまだ将来像が定かではありません。なかなか大変な問題ということ町民の方々に示せない理由として私が考える中では安平町総合計画であったり、国、文部科学省が定めたインフラ長寿命化計画など、それらの計画との整合性もあろうかと思っています。それに時期的、時間的な問題もあろうかと考えます。早来学園は胆振東部地震というアクシデントのなか、早急に子どもたちに学校という場の日常を提供する必要性があったと思います。その結果、地震発生からわずか4年3か月という異例の早さで中学生に新しい学校を提供することができたと思います。そのようなアクシデントがなければ通常は行政の発表から早くても8年から10年の歳月を必要とすると思いますが、それらを踏まえた上でどのように進めているのか考えをお聞きします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 来年度開校する義務教育学校は、安平町が進めてきた小中一貫教育を基本として、その効果を施設の随所に取り入れたものですが、教育の内容は学習指導要領の中で定められた差異のないことは理解していただきたいところです。通いたくなる学校として建設をさせていただいた施設は本日ご質問の課題解決の一つにもなる魅力を持っていると感じるものです。よって追分の小学校、中学校に通うお子さんや保護者、地域の方々にも同様の考え方をもった施設整備への期待はあるかと思しますので、現時点での考えをご説明します。

まず学校施設の状況は昭和51年に建設した追分小学校を長寿命化計画の内容で整理すると、直近で令和16年、17年に長寿命化工事を行って20年の延命措置をして建て直す計画となっています。今後12年も後にリニューアルを行いトータル28億円以上の改修費が必要となる試算がされています。現在追分地区の子どもの数の減少を考え、大きな古い施設を長く使っていくために大きな資金を投入するより令和14年に迎える追分中学校予防改修のタイミングで増築を行って義務教育化に転換する考えにまとめていけるよう、来年度の実施計画には令和8年度から調整を始めていくとの頭出しをして、町の後期総合計画に反映させて現実化に向けて取り組んでいきたいと思えます。この案は長寿命化計画で、それぞれの学校の存続を基本に試算していますが、今回方針として地区に1校の考え方を基本に施設の一体化の一貫教育環境で整備していくところから提案をし、対応が遅れないように進めていければと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ということは、令和8年度から調整を始めていくということは、令和8年度には話し合いが始まるという認識でよろしいですか。それとも基本構想を打ち出すということですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 総合計画については現在案を策定中でして。こういった課題であったり現状認識は既に試算の段階では書き込みをしています。ですから計画については令和5年度スタートの4か年計画の後期計画になり

ますので、令和5年度からそういった検討がスタートしてもおかしくはない、あえて令和8から進める必要はないと思っていますし。また、箱崎議員からご指摘のとおり追分高校も含むかもしれないというお話もありましたが、ちょうど追分中学校はご承知の方はいるかもしれませんが、おいわけ子ども園が旧追分町役場庁舎を改修していきまして、そこに隣接する形で追分中学校があります。ですからそこに、例えば小中一体型の義務教育学校化であればこども園、小中高。そこは教育ゾーンとして一体的な形での連携が今まで以上に更にしやすくなるということもありますので、そういった現状。更には先ほど申し上げた追分中学校が平成24年にできていますから、そこから既に10年経っています。その10年後に向けて通常であれば議員が言われたとおり8年から10年学校建設は時間をかけてやっていくのが通常ですから、震災の関係で今回早めましたが、そういったスケジュール感から言ってもこれからスタートさせていったとして、ちょうど10年以内ぐらいの時間をかけることになりますので。そういったスケジュール感から言っても令和5年度以降からそういった議論に入っていくのは重要ではないか、また考え方、方針を総合計画の中で議会含めてご承認いただいて、そして共有することによって地域の移住定住にも更に繋がっていくのではないかという考え方も持っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 先ほど次長が言われたように施設の差はあるかもしれませんが、教育内容については差がないと言われましたが。私がちょっと心配しているのは、私もそういう教育の現場であって先ほども言いましたように可能な限りあびら教育プランなどに参加して子どもたちスタッフらと話をしているのですが、どうしてもやはり保護者、これあびらチャンネルも関係してくるのですが、どうしても運動会をはじめ早来地区ばかりが今回出るものから追分はどうなっているんだっていう意見も確かに保護者の中であります。これ子どもたちには聞いていないのですが、子どもたちは淡々ベースだと思っている。例えばこの前教育長も見られていると思うのですが、追分小学校、追分中学校の学習発表会。こちら追分小学校1年生なんかは本当に半年前までおいわけ子ども園の子なのというぐらい立派な言葉遣いであったり表現であったり行動であったりしています。その反対側にいる中学3年生、こちら私本当感動しました。教師の支援はあったと思うのですが、自分たちで役割を決めて、尚且つ実際に出演する子は3分の1にも満たない子しか出ない、他の子たちは皆裏方に徹するという。その中ですごい演出をやって本当にこれ私たちの子どもたちの時から見ればすごい進歩だなと感心しました。ただ、話が戻りますが、やはり施設であったりあびらチャンネル

の中での報道であったり色々な面で保護者が見てしまうとそのように見え
てしまう。例えば安平小学校の発表会は児童の数が少ない、保護者の数も少
ない、そこに地域の方を入れようと思ったら物理的に2mに一つずつ座布団
を置いても保護者の方含めて全員入れる。それを映像で見るとなんで地域の
人まで入っているのに他のところは保護者まだ制限かけるんだとなってし
まったり。これあびらチャンネルの批判ではありませんが、やはりそう見え
てしまうところがありますので、ぜひそういうところも意識しながらやって
いただきたいと思います。まだ確定できないというのであればお聞きします
が、これいつになったらはっきり発表できるのかお聞きします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） この考え方をもとに今回建設した早来学園のよう
に一からの建て替えはできませんが、取り入れることができる新しい学校施設
の在り方を取り入れて平成24年建設の追分中学校の施設と敷地を活用した
整備に取り組む考え方は示せば良いと思います。今回早来小学校と中学校
の児童生徒も4月からは義務教育学校と校種が変わっていきます。そのこと
については年明け2月頃までに内容の説明会を考えていますので、本来であ
れば総合計画等に記載されたタイミング以降に説明するのが正規と思いま
すが、具体案はない方針程度の説明と理解していただき、安平町の教育は小
中一貫教育で義務教育学校化の方向性は一緒のことである説明の上で、格差
とされている部分は教育面ではないが施設機能も合わせて考え、効果を最大
限出すために学校施設の配置変更を前提に考えていきたいと説明できれば
良いと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 私は理解しました。というのは、これ議会中継見ていら
っしゃる方もいらっしゃると思うのですが、実際本当にここに関係してくる
保護者、子どもたちもまだ学校に行っている子、部活をやっている子がいる。
そういう中でほぼほぼ見ていないと思います。多分この内容を理解してそう
なんだと思える方は少ないと思います。ということで、私が思うには教育長
なり町長なりが決まった時点で、それこそ子どもたちの前で実際に保護者の
前で発表していただければ追分地区だけではなく安平町の中でも追分地区
の校舎のことを心配してくださる方もいらっしゃいます。実際、先日出たは
やきた子ども園で行われました遊育なのですが、その中では追分地区の保護
者のある方が言っていました。今回私は早来に初めて来ました、今までお店

にも行ったこともないし、どこかの家に行ったこともない。初めて来て早来の子どもたちを見て同じ子どもたちなんだなという認識をしましたと。ぜひ安平町、早来地区、遠浅地区、安平地区とかではなくて、安平町として主催をやれないのかも訴えられていました。それと同じように追分地区は今本当に我々心配なんだということも言ってらっしゃいました。逆に昨日のエントランスで行われた行事については、私たち早来地区に住んでいる方だったのですが、その方はエントランスが早来地区にも欲しいねと言ってらっしゃいました。たぶんそのエントランスを作ることでなくソフトウェアをやってほしいということなのでしょうけど。その安平町一体型の行事も去ることながら町長や教育長、そういう場での学校建設についての発言になります。というのは歴史的にも安平町は学校問題すごいナーバスな話だと思います。追分町史を見ても早来町史を見ても色々なことが書いてあります。学校問題は大きく後で町政の中でも問題になったという経緯があります。ということをお願いしたいのは町長、教育長これからそういうことをぜひ子どもたち、保護者の前で対応を言っていただけるかどうか確認して終わりにしたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどの、この前段の質問で考え方もお話させていただきましたが。こういった大きな問題ですから当然時間もかけながら今回はやっていかなければある種いけないと思います。総合計画の中に課題と現状の部分で記述させていただいて、そしてそういった取り組みを進めていくという形になろうかなと、この令和5年度以降の4年間はそういった時間なのかなと。それがきちんと時間も早来学園の統合の経験値も当然町、教育委員会にもありますので、そういったことも活用しながら地域の機運であったり話し合いの場もうまく進めることができれば更に前倒しということもご意見によっては可能となるのかもしれませんが。いずれにしても総合計画の中で基本条例の中で議決を構想でいただきながら、計画についても議会の中でご説明させていただくと。そしてご承認いただいてから前に進めていくということですから。その議会の承認を、議決いただいた後に公の場でその計画に決めていただいたことについて様々な機会に情報発信をしていかなければならないと思います。今の段階は早来地区の早来学園を受けて追分地区の現状を踏まえてどういう方向性、考え方を持っているかというご質問でしたからそういったお答えをしまして、それが今まで色んな町民の方からいただいている私に対していただいている声についても追分地区の小中一貫教育は平成30年からスタートしているけれども校舎一体型というところも人口が減少して行って、その課題を逆にチャンスに変えていくという同じ考え方

ですので。そういったなかで教育、そして子どもにやさしいまちづくりを安平町全体でできればいいなと思っています。また、エントランスでも先ほどお話をさせていただきましたが、あびらチャンネルご覧いただいてもおいわけ子ども園の今学芸会の放送もしていただいていますし、子どもたちが様々なことに対して自分自らが企画、プロデュース、アナウンサー役もやりながらちょうど今月あびらチャンネルでそれも追分地区、早来地区様々な子どもさんたちが素晴らしい取り組みをしていただいています。そういったことが安平、遠浅も含めて安平町全体が教育の考え方、あびら教育プランに基づいてまちづくりを進めている、教育行政を進めていることはご理解いただけるのではないかなと思いますし、機会を通じて情報について発信していきたいと考えています。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 町長と重複しない部分で2点お話ししますが。まず1点目は次長が先ほど申し上げたとおり2月頃までにはそのような席を設けてきちんとした保護者の方々、地域の方々の不安、不満も含めて受け止めることを含めてきちんとそういう場を設けたいと思っています。1点目は以上です。

2点目は冒頭、学習指導要領上当然公立な学校である以上、教育の差異がないのはこれは前提としてあるわけですが、ただやはり新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方について報告書もありましたが、その報告書に示された理想的な、先進的な施設として今早来学園が注目されている中、老朽化している学校の中でこれからそれが実現できるのかとの疑問や何かについてもきちんと受け止める必要があるだろうと思っています。義務教育学校としてやりますということ答弁書の中で考え方、方向性は一緒だという書き方、表現をしていますが、決定していないことをこの答弁の中で述べるのはどうなんだとのご指摘があるかもしれませんが、やはり教育格差の是正でいうと解消していくことを考えると、追分地区についてもいずれそういう方向できちんと考えていくべきだと考えています。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ありがとうございます。以上で箱崎英輔の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。以上で8番箱崎英輔議員の一般質問を

終わります。

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮り致します。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会とすることに決定しました。本日はこれで延会します。尚、明日 20 日は午前 10 時に再開しますので、ご参集願います。本日はご苦労様でした。

延会 午後 5 時 06 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
